

都 留 市

障害者計画・第4期障害福祉計画 素案

平成27年2月

都 留 市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の趣旨	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の目的	3
第3節 計画の位置付け	4
第4節 計画の対象	5
第5節 計画の期間	5
第6節 計画の推進体制	6
第2章 障がいのある人を取り巻く現状	7
第1節 障がいのある人の推移	7
第2節 身体障がいのある人の推移	8
第3節 知的障がいのある人の推移	11
第4節 精神障がいのある人の推移	12
第5節 難病患者の推移	13
第6節 障害年金による重度心身障害者医療費助成者の推移	14
第7節 現状と課題の整理	15
第3章 計画の理念と基本方針	31
第1節 計画の理念	31
第2節 計画の基本方針	32

第2部 障害者計画

第1章 障害者計画の体系	34
第2章 各論	36
第1節 誰もが暮らしやすいまちづくり	36
第2節 生まれ育ち住み慣れた地域で暮らせるまちづくり	44
第3節 自らの力を高め地域でいきいきと活動できるまちづくり	51

第3部 第4期障害福祉計画

第1章 障害者福祉計画の視点と体系	61
第1節 計画の視点	61
第2節 計画の体系	62
第2章 各論	65
第1節 平成29年度成果目標値の設定	65
第2節 障害福祉サービスの充実	79
第3節 地域生活支援事業の充実	102
第3章 計画の達成状況の点検及び評価	117

資料編

(1) 都留市障害者計画・第4期障害福祉計画策定委員会委員名簿	119
(2) 都留市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱	120
(3) 都留市障害者計画・第4期障害福祉計画策定の経過	122
(4) アンケート調査の概要について	123

第1部 総論

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の背景

第1項 国の障害者施策の動向

(1) 障害者権利条約の国連総会採択

障害者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者の権利に関する条約」が、平成18年12月国連において採択され、平成20年5月に発効しました。我が国は平成19年9月に条約に署名し、同条約締結に向けた国内法の整備を進め、平成26年1月同条約を批准しました。

(2) 近年成立した主な関係法

平成21年12月、閣議決定により「障がい者制度改革推進本部」が内閣に設置され、障害当事者（障がいのある人及びその家族）を中心に構成された「障がい者制度改革推進会議」の意見を取り入れつつ、障害者制度について検討が進められてきました。その結果、次の表に示したような障害者施策に関連する法律が成立しました。

近年成立した主な関係法

成立年月日/（施行年月日）	法律名	内容
平成23年7月29日 （平成23年8月5日）	障害者基本法 （一部改正）	障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害者があらゆる分野において分け隔てられることなく、他者と共生することができる社会の実現を法の目的として新たに規定。
平成23年6月17日 （平成24年10月1日）	障害者虐待防止法	虐待を受けた障害のある人に対する保護、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）が成立。
平成24年6月20日 （平成25年4月1日 一部平成26年4月1日）	障害者総合支援法	障害者基本法の改正や改革本部等における検討を踏まえて、地域社会での共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講じるため、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）が成立。
平成25年6月19日 （一部の附則を除き 平成28年4月1日）	障害者差別解消法	すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）が成立。

第2項 都留市における計画策定の経緯

都留市では、平成24年3月に現行計画である「都留市障害者計画・第3期障害福祉計画」を策定しました。この前計画から障害者計画と障害福祉計画の計画期間を合わせ、「障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現」を基本理念として、その実現に向けて努めてきました。

「障害者計画」及び「第3期障害福祉計画」がそれぞれ平成26年度をもって最終年度となることから、すべての障がいのある人が住み慣れた地域で、自己選択・自己決定のもと、個々の資質を生かし安心して生活することのできる地域社会の実現に向け、「障害者計画」の見直しを行うとともに、障がいのある人の地域生活への移行支援やサービス量等を具体的に定め、地域社会全体が一体となった障害福祉の体制整備を推進するため、「都留市障害者計画・第4期障害福祉計画」を策定します。

なお「障害者計画」については、策定の基本となる国の「障害者基本計画（第3次）」が平成25年9月に策定されました。また、「第4期障害福祉計画」については、第4期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しが行われています。新計画は、これらを踏まえ策定することとし、平成27年度から平成29年度までを計画期間として、障がいのある人のための施策を推進します。

第2節 計画の目的

(1) 障害者計画について

障害者基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」に位置付けられるものです。国の障害者基本計画及び県の障害者計画を基本とするとともに、本市における障がいのある人の状況等を踏まえ、本市の障害者施策の基本的な事項を定める計画です。

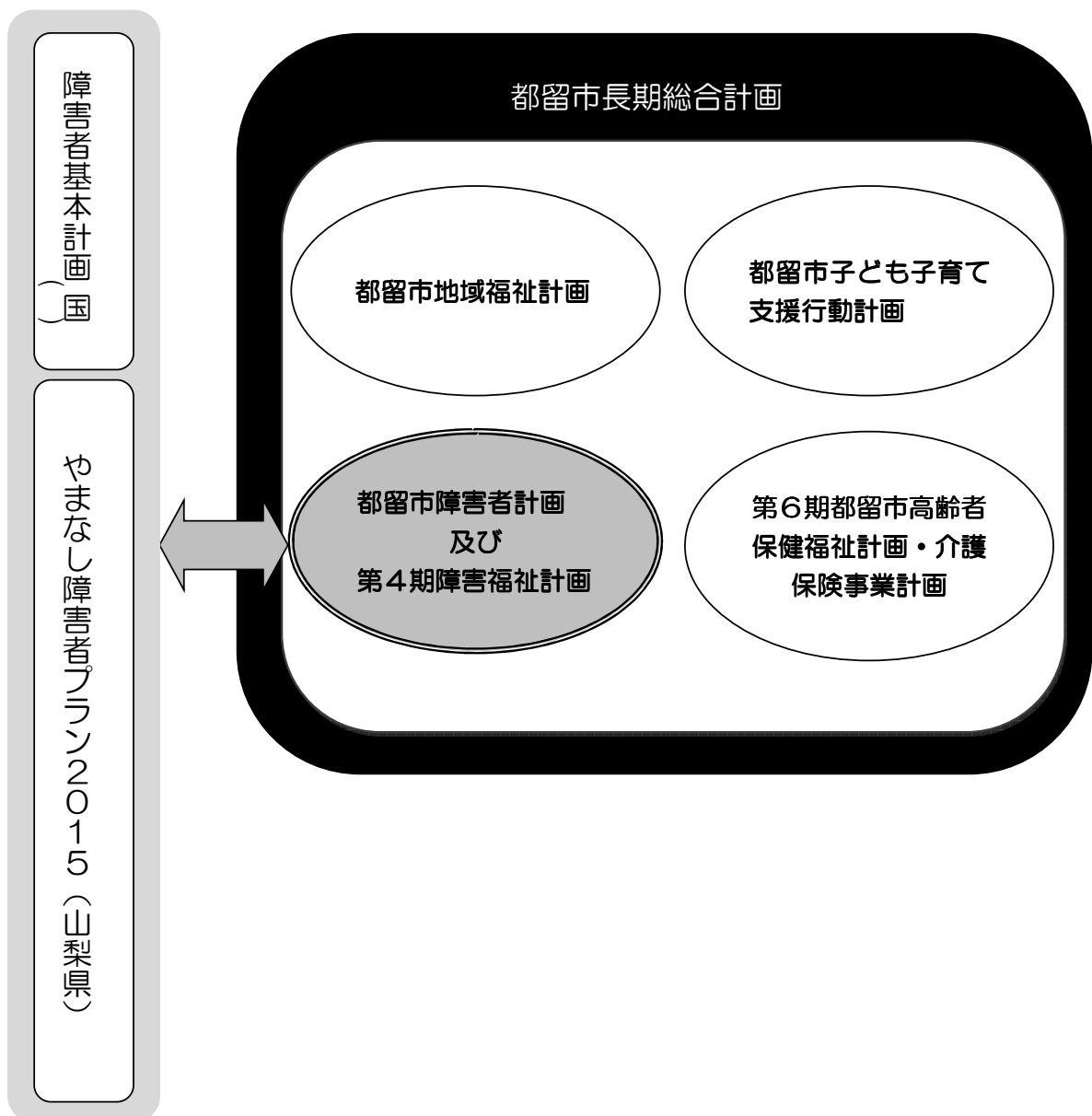
市が地域における行政の中核機関として、国や県の所管する機関等との総合的な連携体制を構築し、障がいのある人に適切なサービスを提供できる体制をつくることを目的とします。

(2) 障害福祉計画について

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」に位置付けられるものです。国の基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する事項を定める計画です。

第3節 計画の位置付け

本計画は、国の「障害者基本計画」に即し、また山梨県第4期障害福祉計画（以下「やまなし障害者プラン2015」という。）と協調し、さらに都留市長期総合計画とその他の関連する計画との整合を図りながら、本市の障害者施策の基本方針を示すとともに、障害福祉サービス及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に関する方策を定めるものです。



第4節 計画の対象

本計画において対象となる障がいのある人とは、障害者基本法第2条に規定されている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」です。

第5節 計画の期間

都留市障害者計画、第4期障害福祉計画ともに、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

■ 計画期間

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
市		都留市障害者計画 (平成19年度～平成23年度)					都留市障害者計画 (平成24年度～平成26年度)			都留市障害者計画 (平成27年度～平成29年度)		
市	第1期 障害福祉計画 (平成18年度～平成20年度)		第2期 障害福祉計画 (平成21年度～平成23年度)			第3期 障害福祉計画 (平成24年度～平成26年度)			第4期 障害福祉計画 (平成27年度～平成29年度)			
県		新やまなし 障害者プラン (平成21年度～平成23年度)					新やまなし 障害者プラン (平成24年度～平成26年度)			やまなし 障害者プラン 2015 (平成27年度～平成29年度)		
国	障害者基本計画(第2次) (平成15年度～平成24年度)						障害者基本計画(第3次) (平成25年度～平成29年度)					

第6節 計画の推進体制

第1項 推進主体

障がいの有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現のため、行政だけでなく、企業、NPO等すべての社会構成員がそれぞれの役割と責任を自覚して、積極的・主体的に取り組むことを目指します。

【役割分担】

市	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の実施・ 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供及び自立支援給付の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者本位のサービス提供・ 質の高いサービス提供・ 地域の社会資源としての活用・ 自己評価の徹底
NPO、ボランティア等	<ul style="list-style-type: none">・ 機動力を生かしたサービスの提供 (制度の隙間を埋めるサービスの提供)
企業等	<ul style="list-style-type: none">・ 新聞、テレビ等を利用した障がいや障がいのある人に対する理解のための広報の強化・ ユニバーサルデザインによる環境の創出・ 障がいのある人の積極的雇用
家族	<ul style="list-style-type: none">・ 障がいのある人本人の自立を支援・ 障がいのある人が住み慣れた地域・自宅で暮らせるための協力
本人	<ul style="list-style-type: none">・ 地域社会の一員として、社会活動への積極的参加・ 計画の策定等における政策決定機会への参加・ 自らの生活に合ったサービスの選択・利用

第2項 広域での対応

計画の推進にあたり、本市単独での対応が難しく広域での対応が望ましい福祉サービスについては、近隣の自治体をはじめ県の設定した障害保健福祉圏域内の自治体と連携し、障害者施策の推進に努めます。

第2章 障がいのある人を取り巻く現状

第1節 障がいのある人の推移

都留市における人口は、近年減少傾向にあります。そうした中で、障害者手帳の所持者は増加傾向にあります。

身体障害者手帳の所持者は平成 22 年から平成 26 年の4年間で 39 人（3.6%）増加しました。また、療育手帳所持者は 37 人（21.1%）、精神障害者保健福祉手帳所持者は 15 人（9.3%）それぞれ増えています。

（上段：人、下段：%）

	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年
総人口	32,029	31,941	32,213	32,052	31,876
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
身体障害者手帳所持者	1,094	1,110	1,065	1,090	1,133
	3.4	3.5	3.3	3.4	3.6
療育手帳所持者	175	181	211	215	212
	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7
精神障害者保健福祉手帳 所持者	161	164	184	194	176
	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6

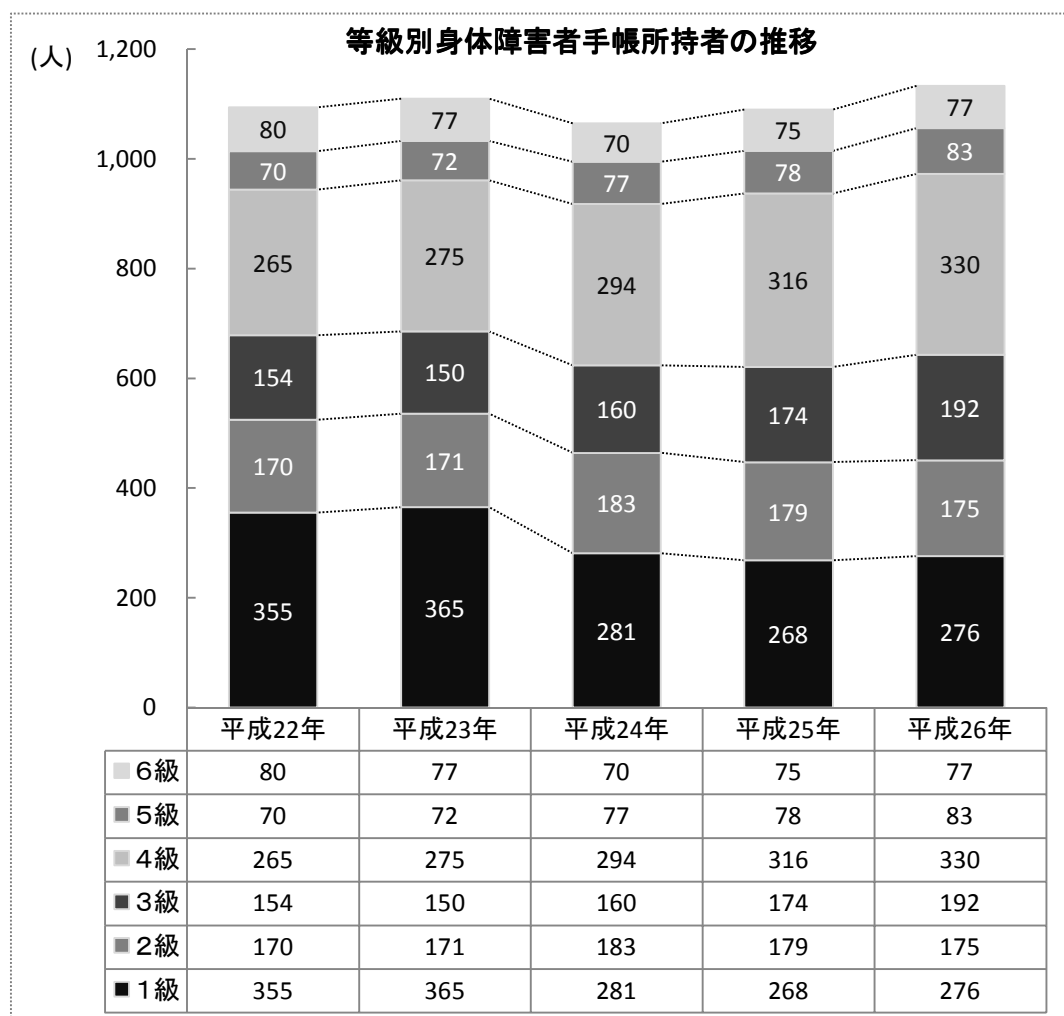
各年 10月1日現在

第2節 身体障がいのある人の推移

第1項 等級別身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者はここ数年増加と減少の年がありますが、平成22年から平成26年にかけては39人の増加となっています。

等級別にみると、「4級」と「5級」が増加で推移しています。また、「3級」は、平成23年に減少したものの、平成24年以降増えています。

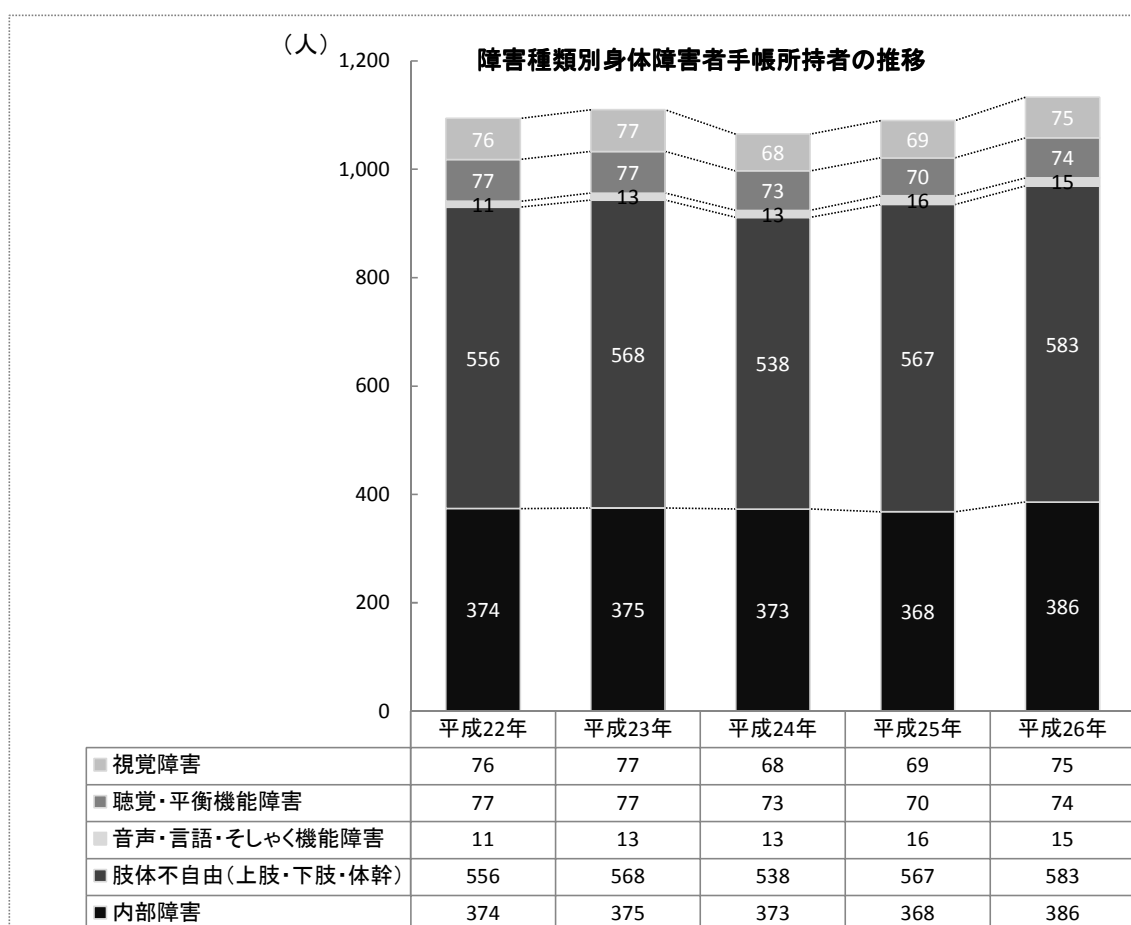


各年10月1日現在

第2項 障害種類別身体障害者手帳所持者の推移

平成 26 年の身体障害者の障害種類別構成比は、「肢体不自由」が 1,133 人中 583 人で 51.5%、「内部障害」が 386 人で 34.1%と全体の8割以上となり、この2種類が多くを占める状況が続いています。

平成 22 年から平成 26 年に渡る推移をみると、「音声・言語・そしゃく機能障害」が4人（伸び率 36.4%）増加し、その次に「肢体不自由」が 27 人（伸び率 4.9%）増加、「内部障害」が 12 人（伸び率 3.2%）増加と続いています。

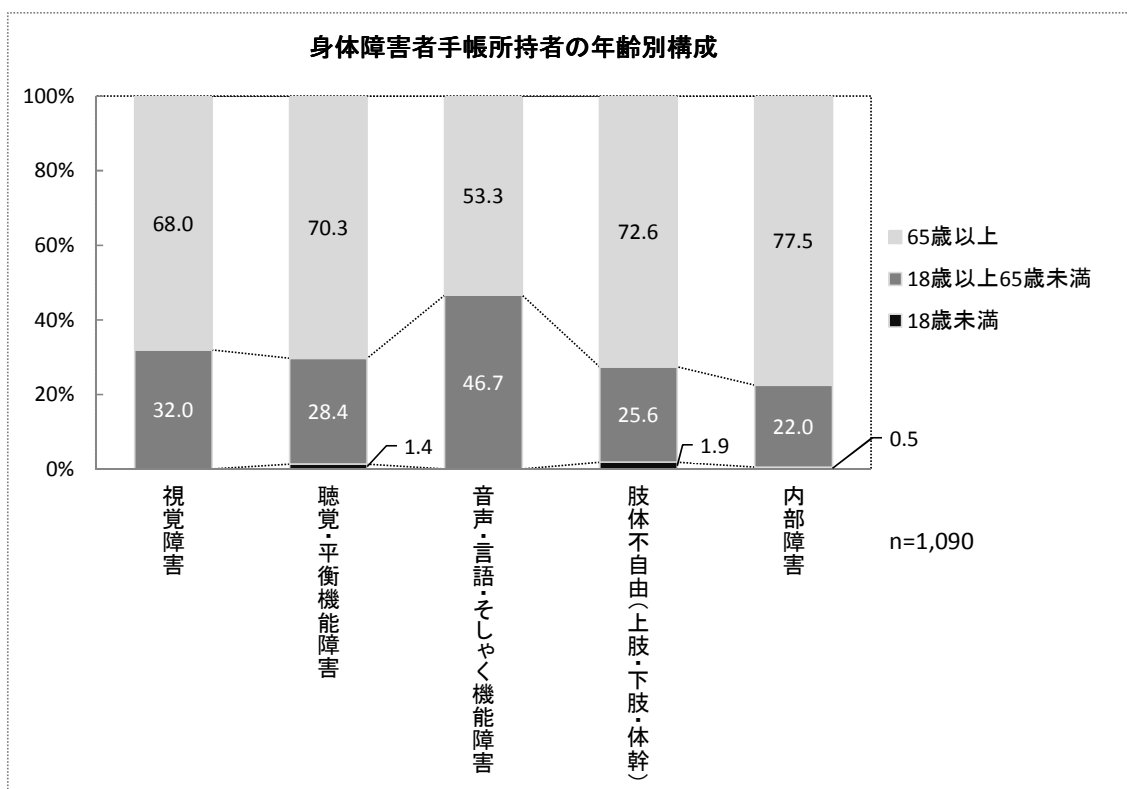


注) 障害の種類は、主な障害として登録のあるもの 各年 10 月 1 日現在

第3項 年齢別身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者のうち概ね7割が65歳以上となっています。

障害種類別では、65歳以上の占める割合は「内部障害」が77.5%、「肢体不自由」が72.6%と高く、他の障害においても65歳以上の高齢者の割合は50%以上と高くなっています。

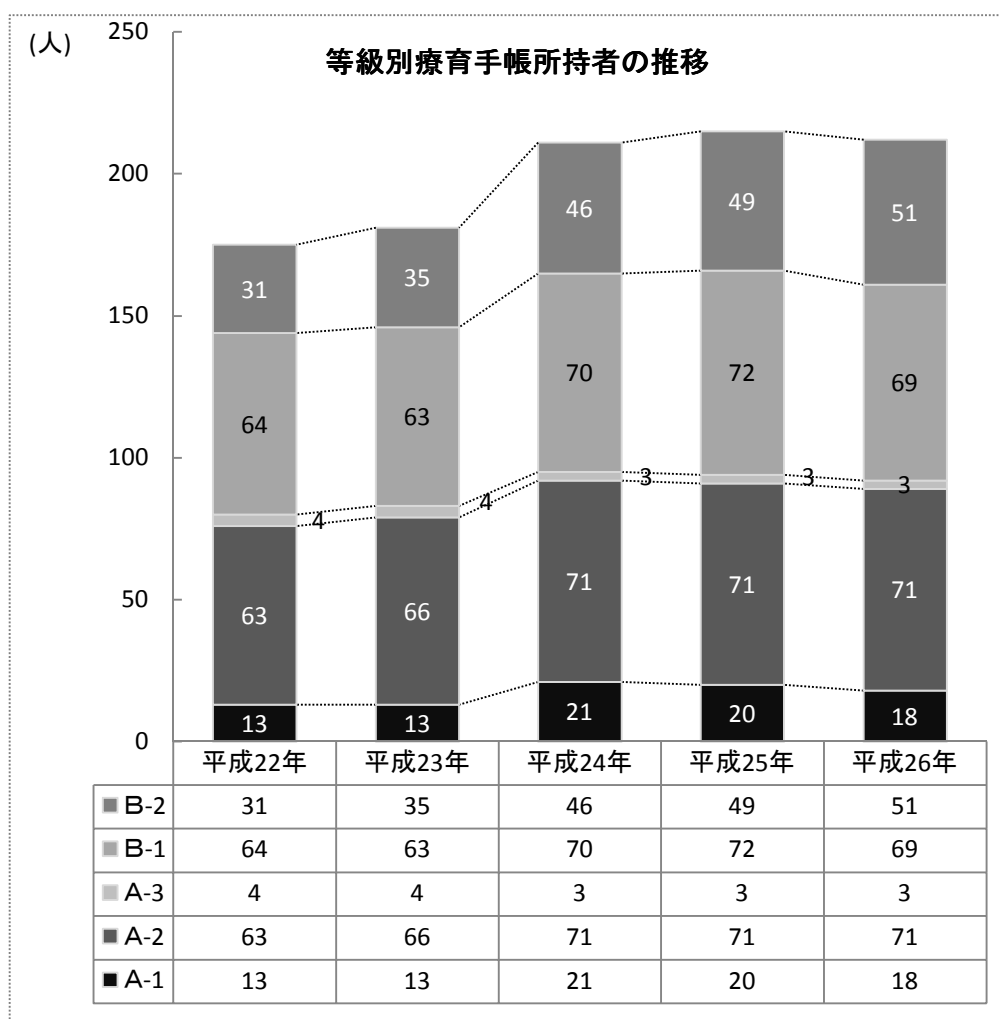


注) 障害の種類は、主な障害として登録のあるもの 平成26年10月1日現在

第3節 知的障がいのある人の推移

療育手帳所持者は、平成 22 年から平成 26 年にかけて 37 人の増加となっています。

平成 26 年の等級の構成は、「A2」が最も多く 33.5%、次に「B 1」が 32.5% となっています。また、平成 22 年には 31 人であった「B 2」が、平成 26 年には 51 人となり、伸び率 64.5%と最も増えています。

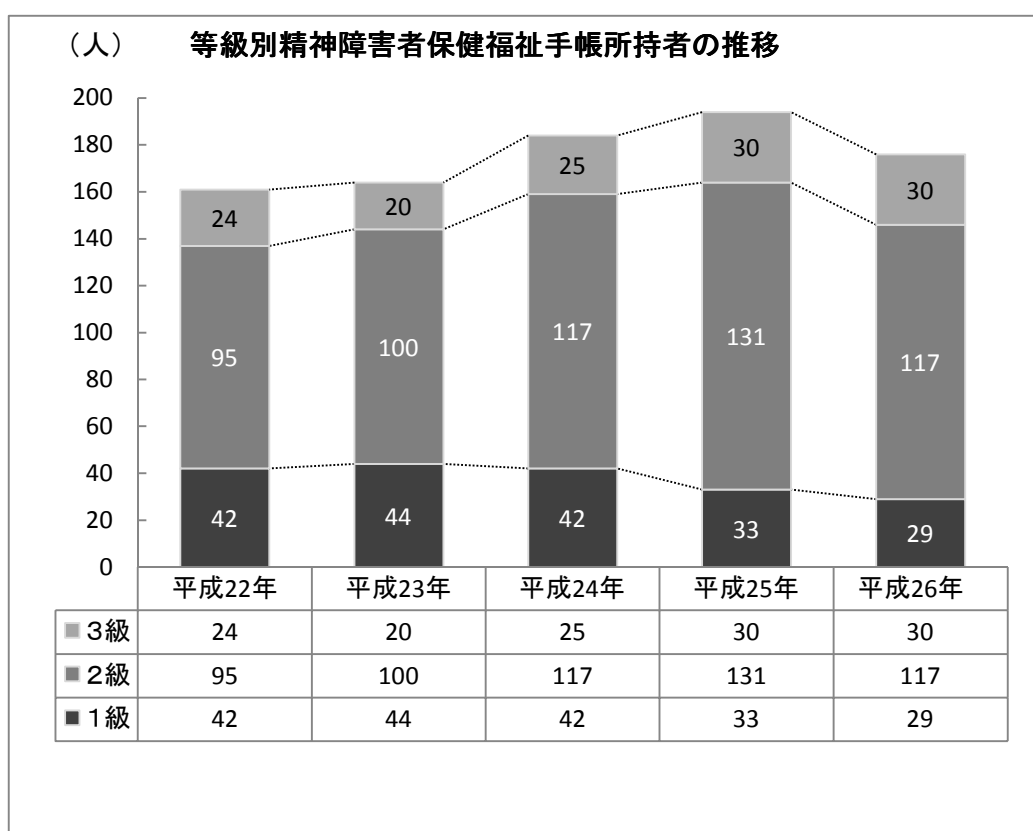


各年 10 月 1 日現在

第4節 精神障がいのある人の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成22年から平成25年にわたって増加傾向にありましたが、平成26年は減少に転じています。しかし、平成22年から平成26年にかけて通算では15人増加しています。

等級の構成では、「2級」の占める割合が多い傾向にあります。また、平成24年以降「1級」の手帳所持者は減少で推移し、「3級」の手帳所持者は平成25年から横ばいとなっています。

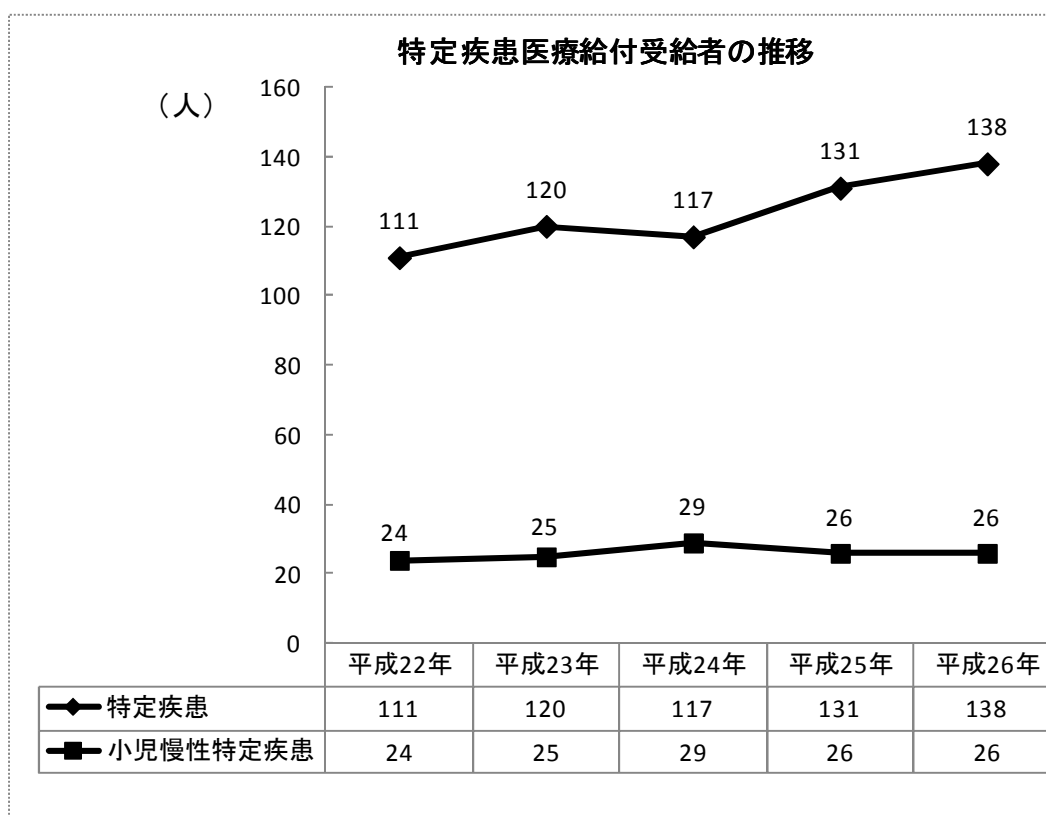


各年10月1日現在

第5節 難病患者の推移

原因不明で治療法が確立されてない疾病や慢性的で様々な負担の大きい疾患を難病と呼び、そのなかで指定された疾患を特定疾患として、医療費等が一部公費負担されています。

特定疾患医療給付受給者については平成22年から平成26年にかけて27人増加している一方で、小児慢性特定疾患医療給付受給者はほぼ横ばいに推移しています。

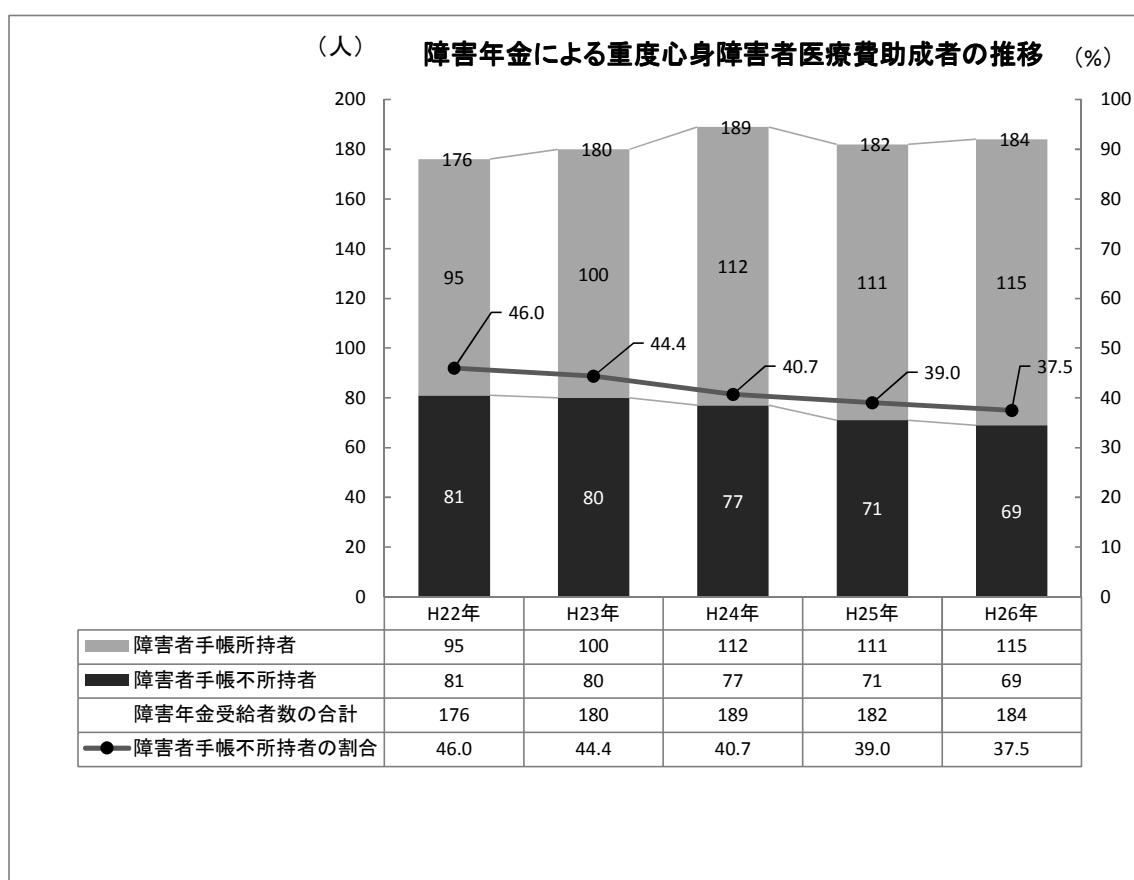


各年3月31日現在 資料：富士・東部保健福祉事務所

第6節 障害年金による重度心身障害者医療費助成者の推移

重度心身障害者医療費助成を受けている人のうち、障害年金1～2級に相当することが該当要件である人と、そのうち障害者手帳を所持していない人の推移は、次のグラフのとおりです。これにより、障害者手帳を所持していない障がいのある人の人数を一部把握することができます。

平成22年から平成26年では、障害年金の受給者は8人増加していますが、手帳を所持していない人は12人減少しています。



各年10月1日現在

第7節 現状と課題の整理

第1項 アンケート調査結果から見た現状

(1) 日常生活の状況

- 日常生活の様子については、身体障害者手帳所持者は、全ての項目において、過半数が「ひとりでできる」と回答しており、「外出」はやや低い結果でした。

療育手帳所持者は、「ひとりでできる」という回答が、「家の中の移動」は79.2%と非常に高い一方で、「外出」は38.6%にとどまりました。また、「食事」、「トイレ」、「入浴」、「衣服の着脱」等は身体障害者手帳所持者とほぼ同水準でしたが、「身だしなみ」、「意思疎通」、「お金の管理」、「薬の管理」の比率は低くなっており、半数以下となっています。

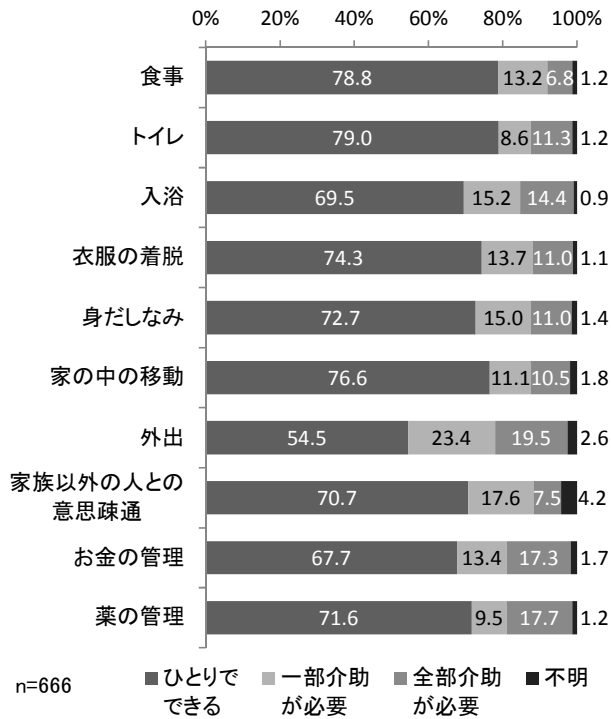
精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、「ひとりでできる」という回答者は全体的に高い水準でした。「トイレ」、「入浴」、「衣服の着脱」、「家の中の移動」、「外出」等は身体障害者手帳所持者より高い水準でしたが、「食事」、「身だしなみ」ではやや低く、「意思疎通」、「お金の管理」、「薬の管理」の比率は10ポイント以上低くなっています。

※注1 アンケート調査結果の記号及び数値について

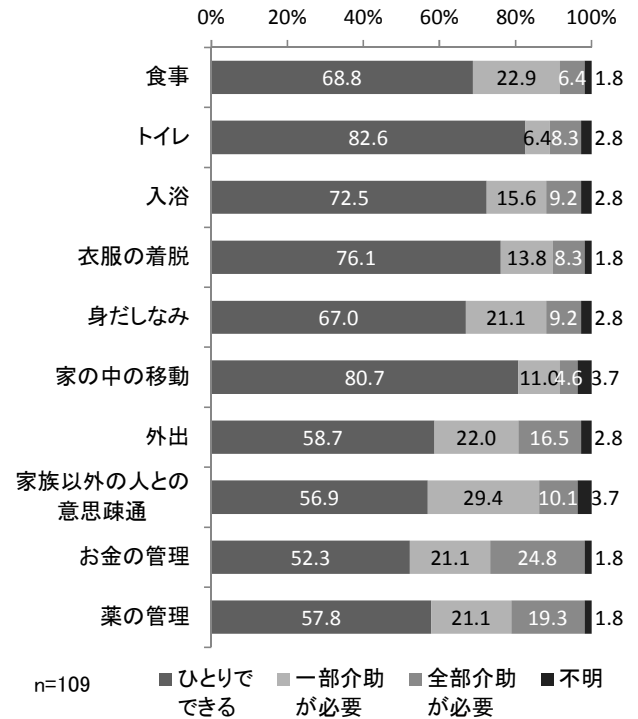
- n：回答者数（number）を表す。
 - ・ 「n=100」は、回答者数が100人ということ。
- 複数回答における回答率は100%を超える場合がある。
- 各回答項目の構成比は、小数点第二位を四捨五入しているため、各項目の合計が100%にならない場合もある。

※注2 アンケート調査の概要については、資料編に掲載。

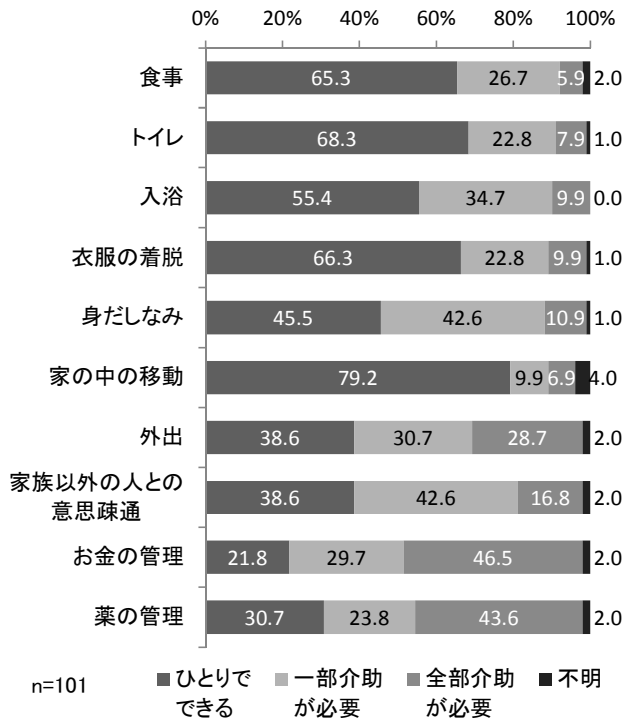
日常生活の様子 × 身体障害者手帳所持者



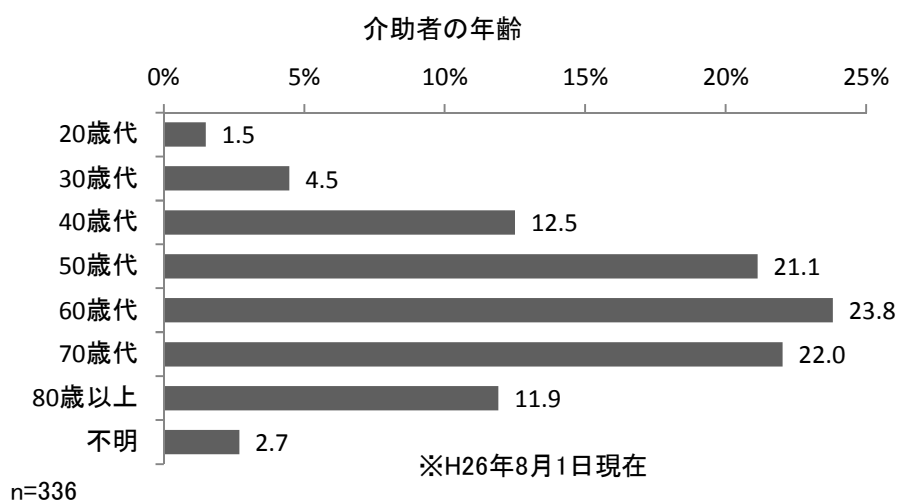
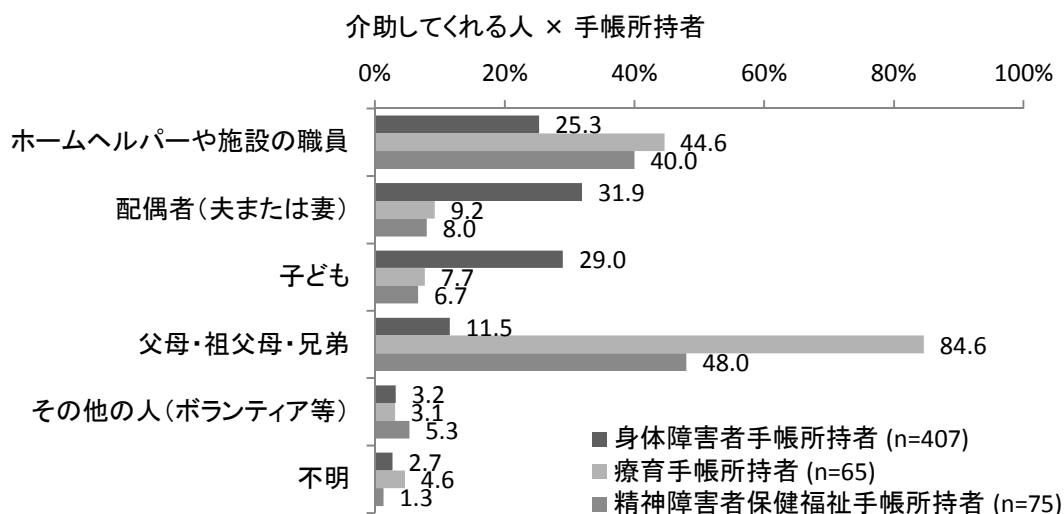
日常生活の様子 × 精神障害者保健福祉手帳所持者



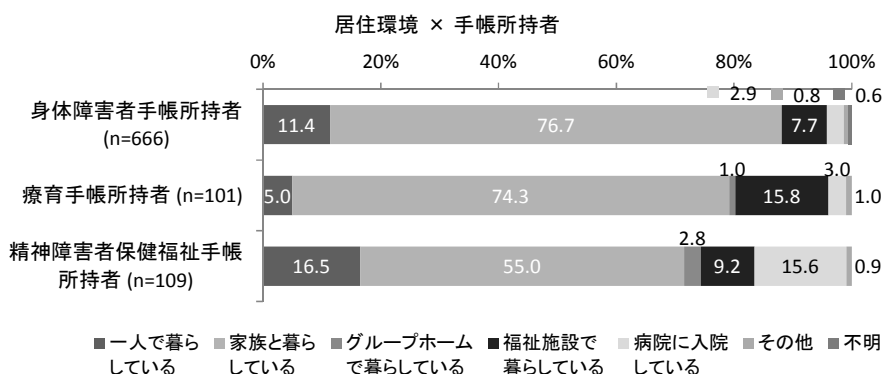
日常生活の様子 × 療育手帳所持者



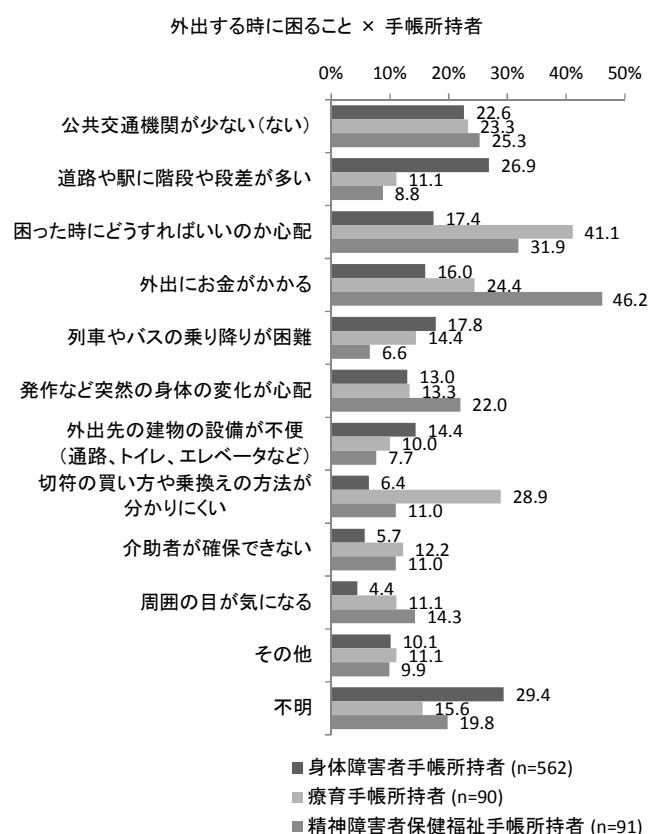
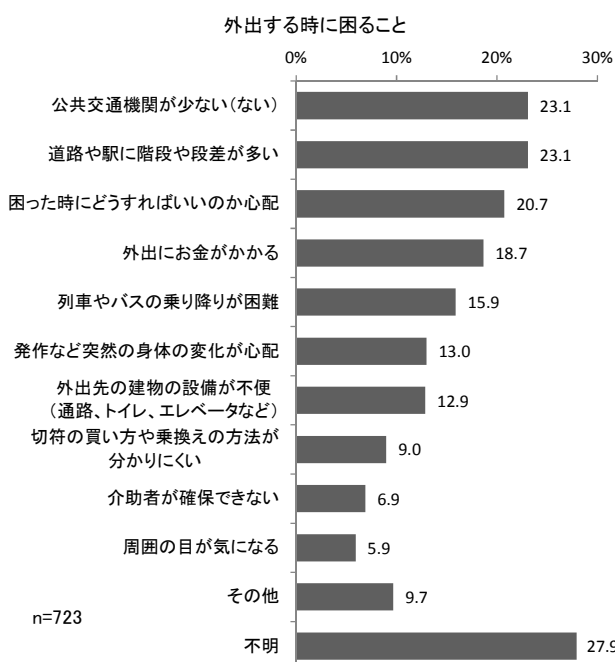
- 介助者は、身体障害者手帳所持者の場合は「配偶者」、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は「父母・祖父母・兄弟」の比率が高くなっています。
- 家族の介助者の年齢は「60歳代」の割合が高く23.8%でした。50歳代～70歳代で全体の66.9%を占めています。



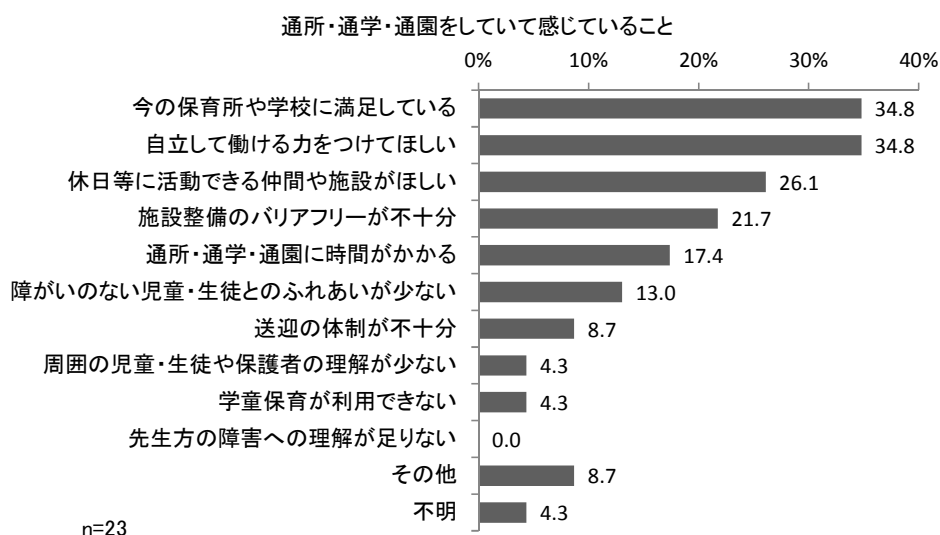
- 居住環境については、70%以上が一人もしくは家族と地域で暮らしていますが、療育手帳所持者の場合は「福祉施設で暮らしている」の比率が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は「病院に入院している」の回答割合が多くなっています。



- 外出する時に困ることとしては、「公共交通機関」や「道路等の段差」、「列車等の乗り降り」など移動手段等に関連する項目をあげている人が多くみられます。その他には、「困った時にどうすればいいのか心配」、「外出にお金がかかる」等があげられています。
精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は、「外出にお金がかかる」をあげる割合が高く、療育手帳所持者は、「困った時にどうすればいいのか心配」と答えている割合が高くなっています。

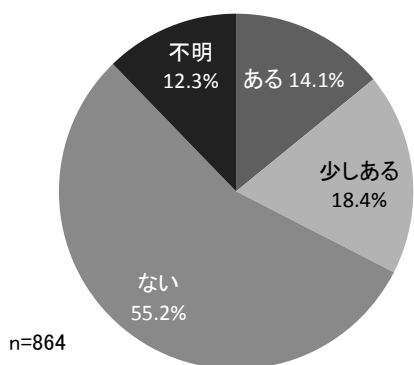


- 通所・通学・通園をしていて感じていることについては、サンプル数が全体で 23 と少数ではありましたが、「満足している」、「自立して働ける力をつけてほしい」、という回答が多くそれぞれ 34.8%でした。次に、「休日等に活動できる仲間や施設がほしい」、「施設整備のバリアフリーが不十分」といった回答が続いています。

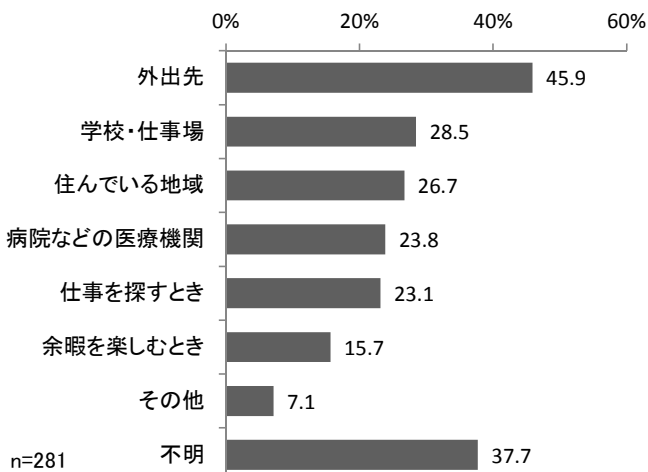


- 障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがあると回答したのは、「ある」、「少しある」をあわせて 32.5%でした。
- 嫌な思いをした場所としては、「外出先」が多く 45.9%、「学校・仕事場」28.5%、「住んでいる地域」26.7%、「医療機関」23.8%、「仕事を探す時」23.1%などとなっています。

障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか

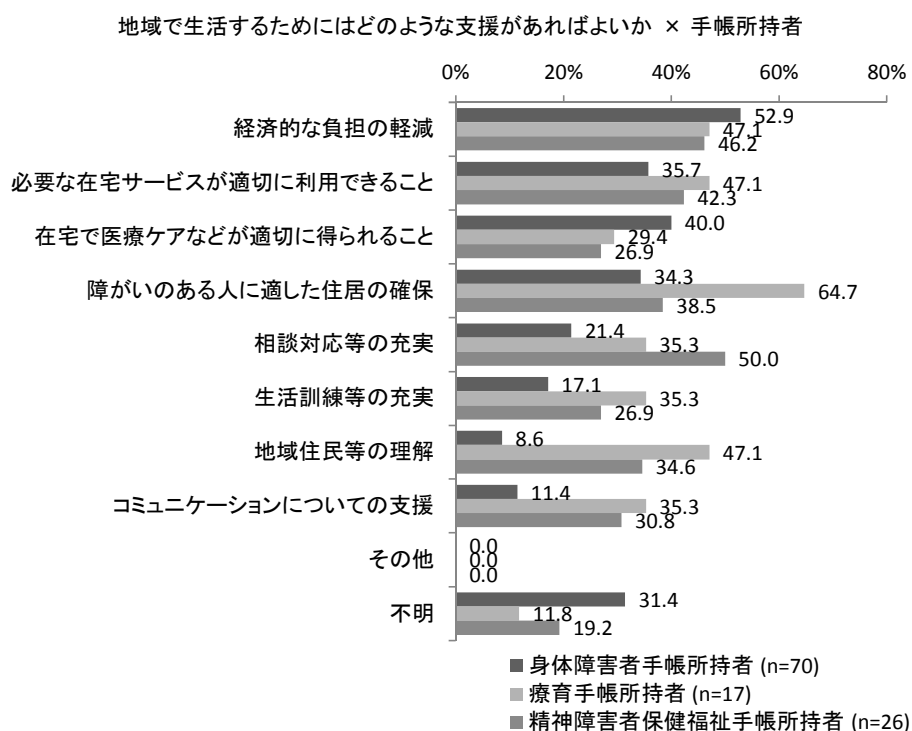
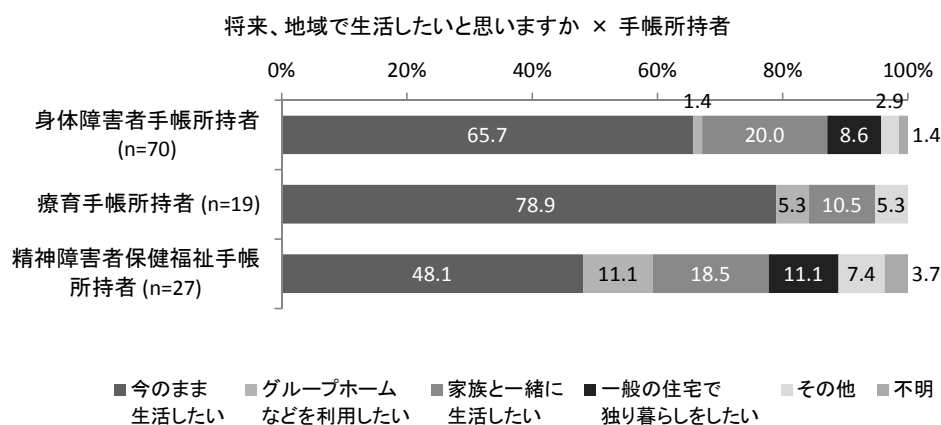


どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか



(2) 地域生活への移行

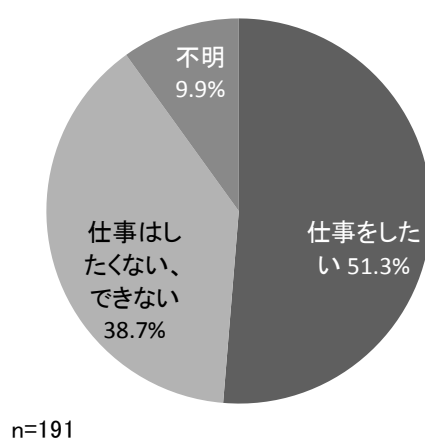
- 将来、地域生活への移行について聞いたところ、療育手帳所持者の場合は「今のまま生活したい」の割合が高く、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は「グループホームなどを利用したい」の割合が高くなっています。
- 地域で生活するためにはどのような支援があればよいかについては、身体障害者手帳所持者は「経済的な負担の軽減」や「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」、療育手帳所持者は「障がいのある人に適した住居の確保」や「地域住民等の理解」、精神障害者保健福祉手帳所持者の場合は「相談対応等の充実」をあげる割合が高い結果となりました。



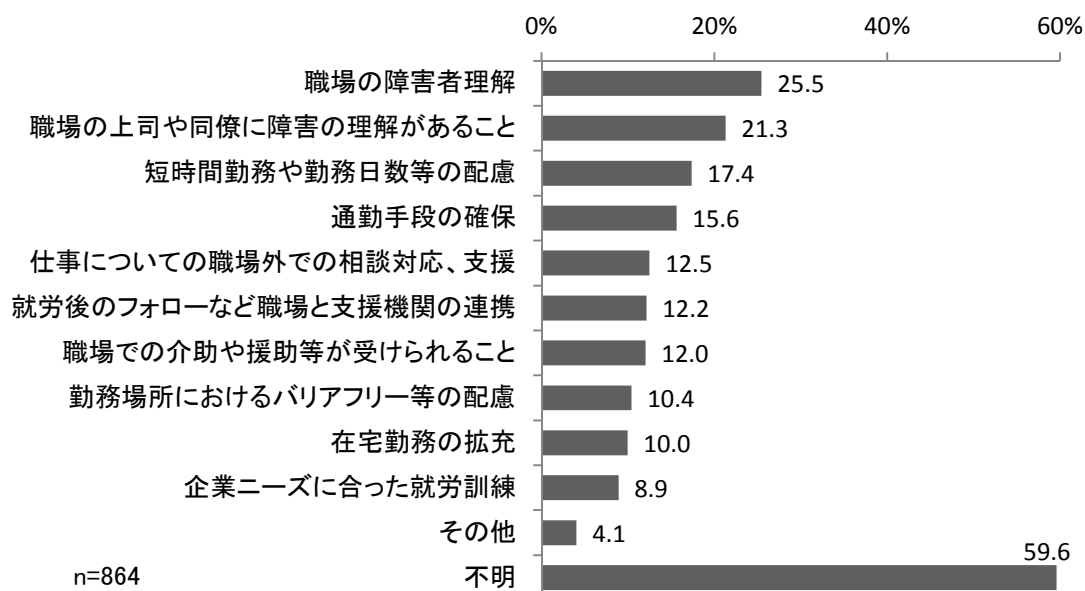
(3) 就労について

- 今後、収入を得る仕事をしたいかについては、回答者の過半数は「仕事をしたい」と考えています。
- 障がいのある人の就労支援として必要なこととして、「職場の理解や上司・同僚の理解」をあげている人が多くみられます。その他には、「勤務時間等への配慮」、「通勤手段の確保」などがあげられています。

今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか



障がいのある人の就労支援として必要なこと



(4) 支援の提供

- サービスの利用度については、全体的に低くなっています。その中で、各手帳所持者において、「相談支援」が最も利用されている結果となりました。

身体障害者手帳所持者は「生活介護」「短期入所」、療育手帳所持者は「生活介護」「就労継続支援（A型・B型）」「施設入所支援」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「就労移行支援」「就労継続支援（A型・B型）」と回答する割合がそれぞれ高くなっています。

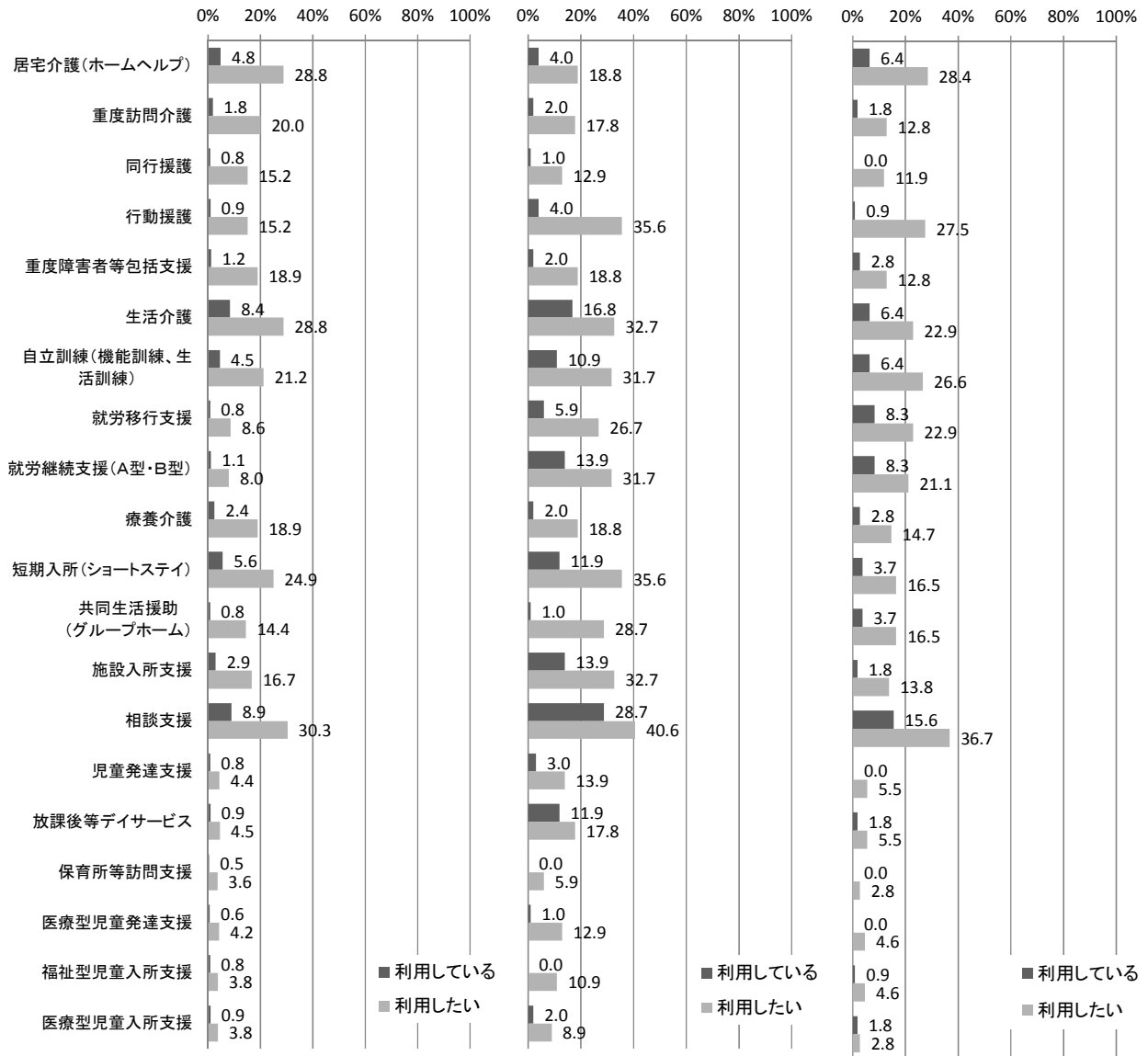
- サービスの利用希望は、利用度と同様に無回答等の不明の割合が高く、30%から50%近くを占めていますが、全体として利用度に比べてサービスを利用したいと回答している人の割合は高くなっています。利用度と同様に、各手帳所持者において、「相談支援」を利用希望サービスとしてあげている人が最も多くいました。

身体障害者手帳所持者は「居宅介護」「生活介護」、療育手帳所持者は「行動援護」「短期入所」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「居宅介護」「行動援護」の利用希望がそれぞれ多くみられます。

身体障害者手帳所持者(n=666)

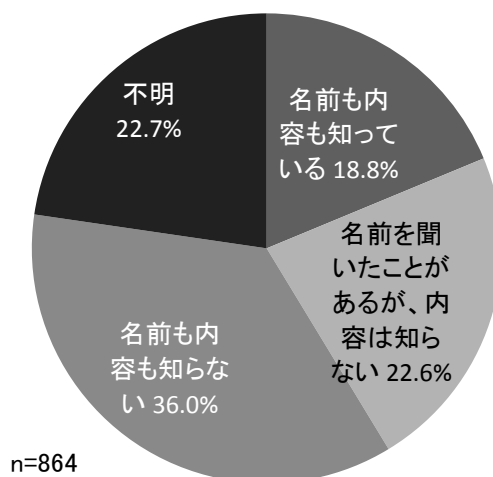
療育手帳所持者(n=101)

精神障害者保健福祉手帳所持者(n=109)



- 成年後見制度について、「名前も内容も知っている」のは 18.8%にとどまり、「名前も内容も知らない」が 36.0%を占めました。

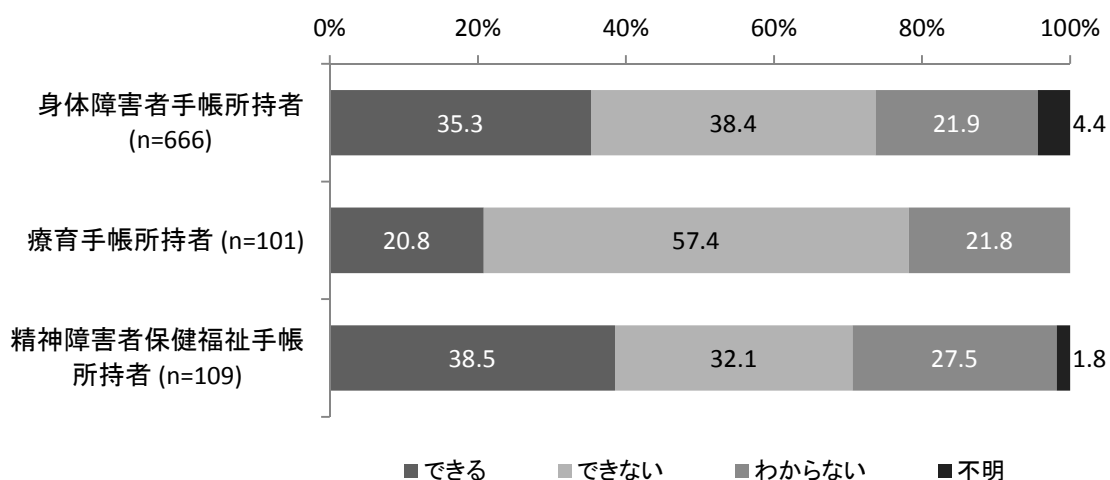
成年後見制度について知っているか



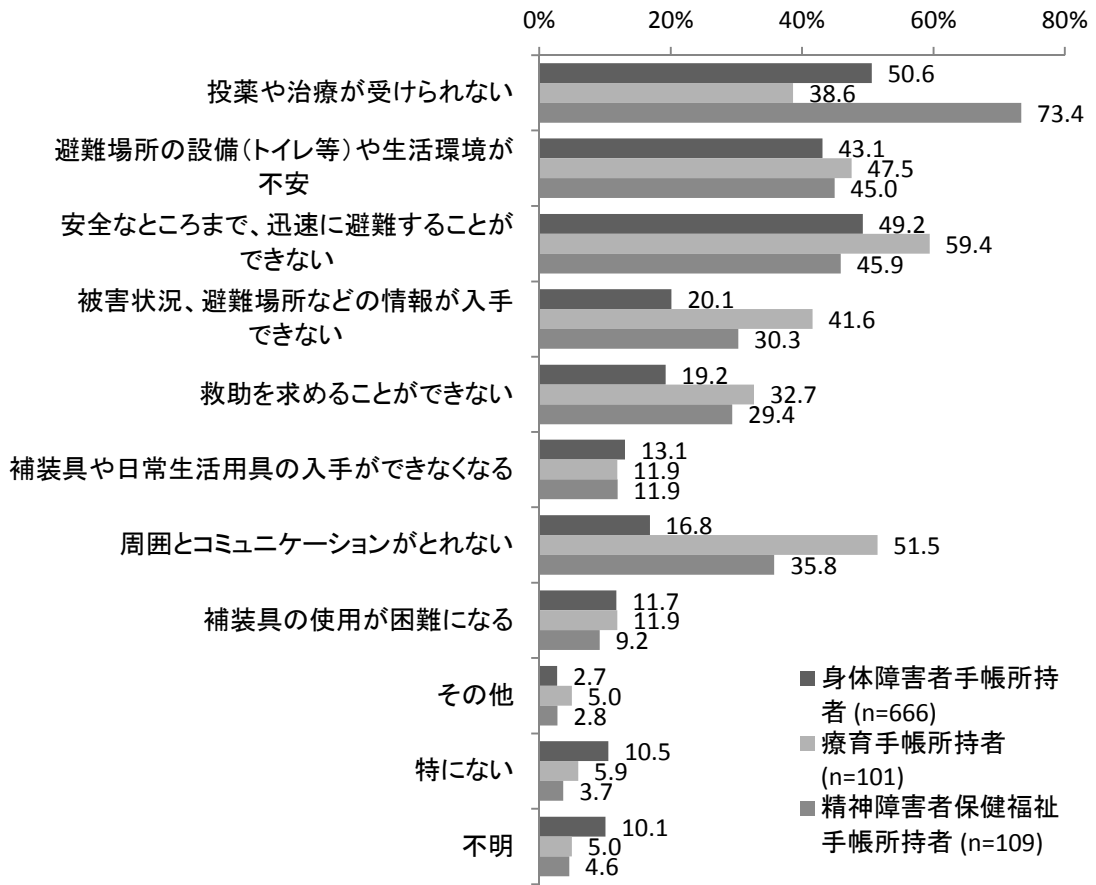
(5) 福祉のまちづくり

- 火事や地震等の災害時に一人で避難できるかとの問いには、「一人で避難できない」という回答が最も多かったのは療育手帳所持者でした。また、「わからない」という回答も2割以上を占めています。
- 火事や地震等の災害時に困ることは、身体障害者手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、「投薬や治療が受けられない」、療育手帳所持者は、「安全なところまで、迅速に避難することができない」と回答している割合がそれぞれ高くなっています。

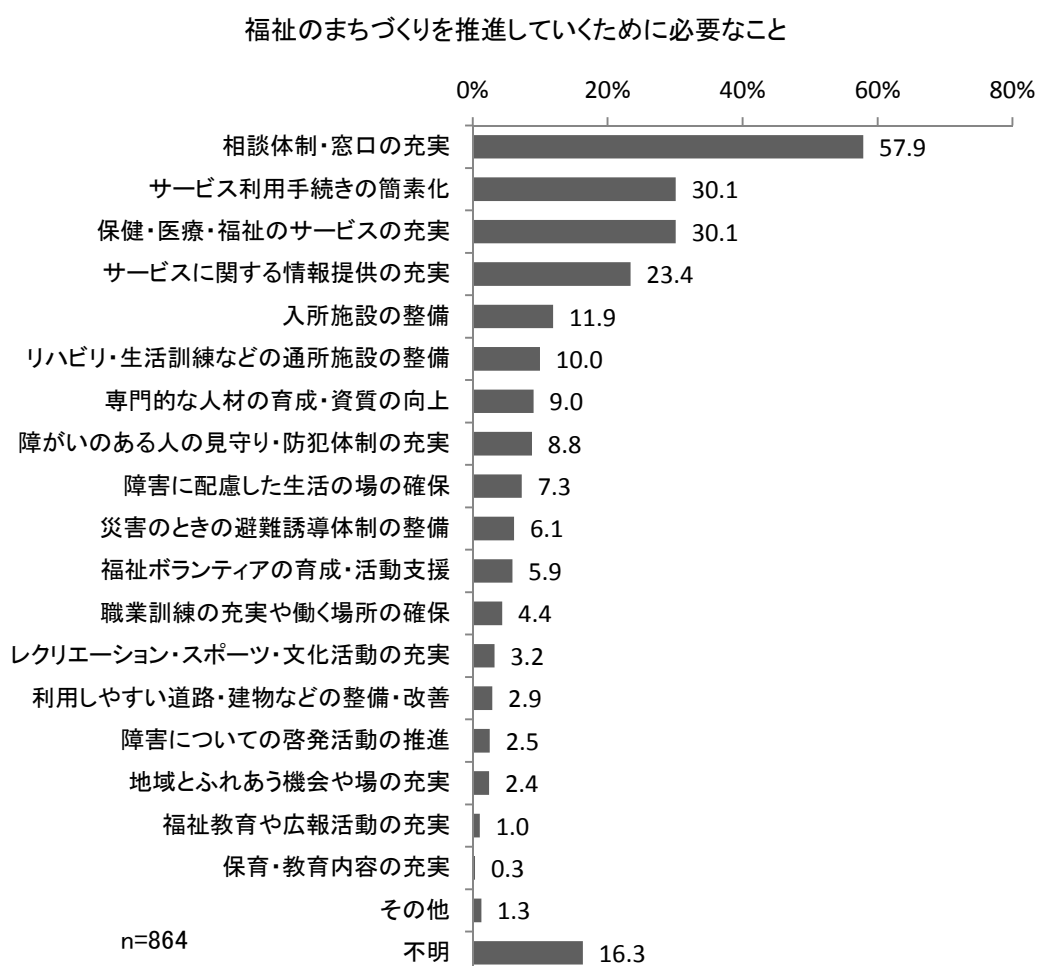
火事や地震等の災害時に一人で避難できますか × 手帳所持者



火事や地震等の災害時に困ること × 手帳所持者



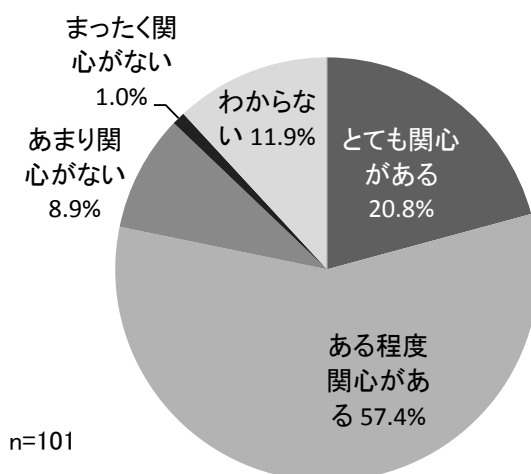
- 福祉のまちづくりを推進していくために必要なこととして、「相談体制・窓口の充実」と回答している人が過半数でした。その他、「サービス利用手続きの簡素化」、「保健・医療・福祉のサービスの充実」、「サービスに関する情報提供の充実」等があげられています。



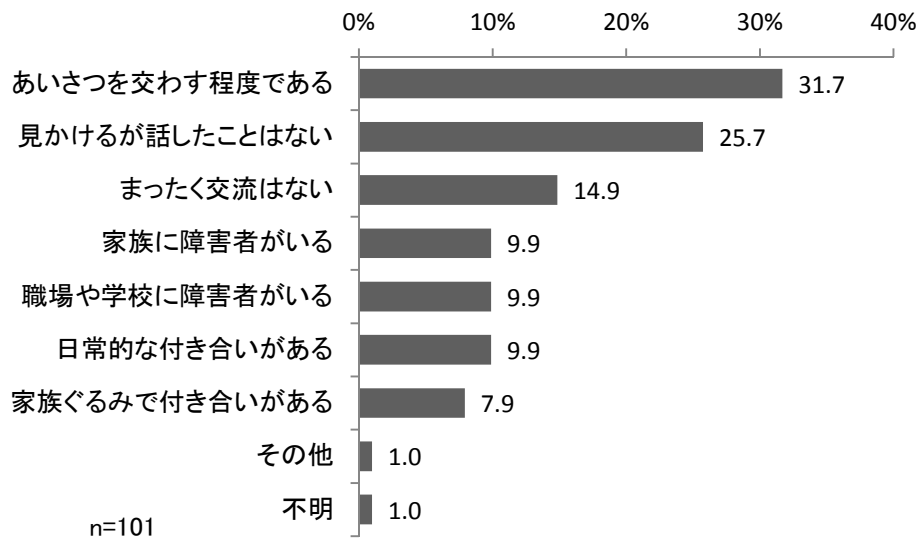
(6) 障がいのある人への理解と活動（回答者：障害者手帳所持者以外の市民）

- 回答者のうち、過半数が障がいのある人や難病と認定された人の福祉について「ある程度関心がある」と回答しており、「とても関心がある」とあわせて78.2%を占めています。
- 障がいのある人との交流については「あいさつを交わす程度である」が最も多く31.7%、「見かけるが話をしたことはない」が25.7%、「まったく交流はない」が14.9%と続いています。
- 障がいのある人との交流がない理由としては、「接する機会・きっかけがない」が61.0%と最も多く、「身近に障がいのある人がいない」が43.9%と続いています。

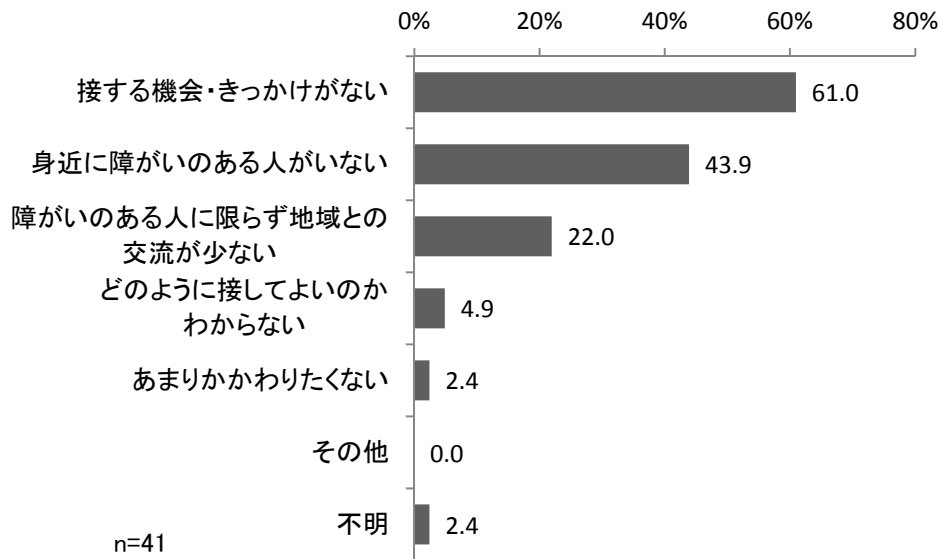
障がいのある人や難病と認定された人の福祉について関心がありますか



障がいのある人との交流について

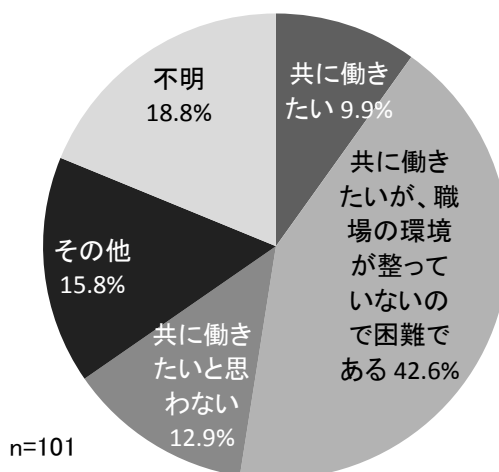


障がいのある人との交流がない理由

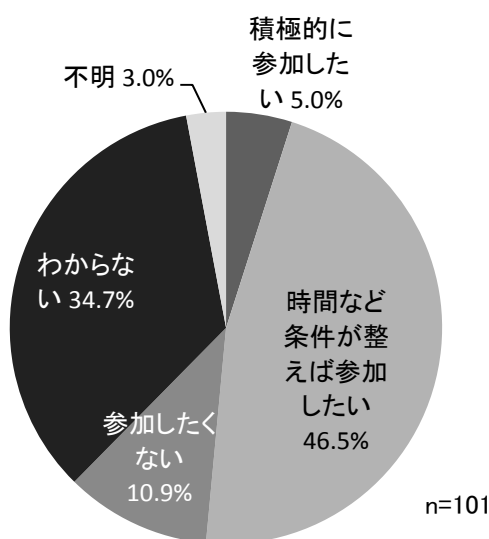


- 障がいのある人と共に働くことについて、「共に働きたい」という回答は 9.9%にとどまり、「職場の環境の問題で困難である」という回答が 42.6%と最も多くみられました。
- 障がいのある人との交流会やボランティア活動への参加意向については、過半数が、「積極的にもしくは時間などの条件が整えば参加したい」と回答しています。「わからない」という回答も 34.7%を占めました。

障がいのある人と共に働くことについて



障がいのある人との交流会や、ボランティア活動に参加したいと思いますか



第2項 計画策定における課題の整理

現状分析、アンケート調査及び策定委員会等での検討結果に基づき、本市の課題を次のとおり整理しました。本計画において、これらの課題解決に向けて取組を進めていきます。

分類	事項
1 日常生活の状況	必要な介助の主なものは、「外出」「意思疎通」「お金の管理」「薬の管理」等である。
	介助者の高齢化が進んでいる。
	障がいがあることによる差別をなくす必要がある。
2 地域生活への移行	地域生活を希望している人においては、「障がいのある人に適した住居の確保」、「相談対応等の充実」、「経済的な負担の軽減」等の支援の要望が多い。
	精神障がいのある人の地域移行は、「共同生活援助の提供」と「成年後見制度利用支援事業」の促進が欠かせない。
3 就労について	障がいのある人の就労支援として、職場の環境を整える必要がある。とりわけ、職場の障害者への理解等が望まれている。
	自立して働ける力をつけてほしいという就労希望者の支援方法をどうすべきかが課題となっている。
4 支援の提供	障害福祉サービスについて、特に「居宅介護」「生活介護」「短期入所」「相談支援」等への利用ニーズが高い。
	需要に対し、供給可能な施設等がない障害福祉サービスがある（例えば、地域移行支援等を行う指定一般相談支援事業所、就労継続支援（A型）事業所等）。
	成年後見制度の認知度が低い。
5 福祉のまちづくり	福祉のまちづくりを推進するため、特に「相談体制・窓口の充実」「サービス利用手続の簡素化」「保健・医療・福祉サービスの充実」「サービスに関する情報提供の充実」が求められている。
	公共交通機関、道路等の段差、列車等の乗り降り等の移動手段について困難を感じている人が多い。
	火事や地震等の災害時に困ることは、「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」等と考えている人が多い。
6 障がいのある人等への理解と活動	障がいのある人への理解を深めるためには、障がいのある人と接する機会・きっかけを作る必要がある。
	障がいのある人との交流会やボランティア活動の参加希望者への対応をどうするかが課題となっている。
	障がいのある人と共に働くことについて、職場の環境の問題で困難であると考えている市民が多い。

第3章 計画の理念と基本方針

第1節 計画の理念

本計画の基本理念は、障害者基本法、国の障害者基本計画（第3次）及び県のやまなし障害者プラン2015の考え方を基本とし、さらに現行計画である都留市障害者計画における「リハビリテーション※1」及び「ノーマライゼーション※2」の理念を踏まえ、次のとおりとします。

「市民の誰もが相互に人格と個性を尊重しながら共に生きるまち」

※1 リハビリテーションとは…

機能障害の改善や維持のみならず、障がいのある人が人間としての尊厳を持ち、自分の住み慣れた地域で、生きがいを持って自立した生活を送ること、また、その取組を地域全体で支え合うとする理念。

※2 ノーマライゼーションとは…

障がいのある人も、障がいのない人と同様に共に生活のできる社会とそれを目指そうとする取り組み、また、障がいのある人の生活を障がいのない人と同様な生活に近づけていこうとする理念。

第2節 計画の基本方針

障がいのある人を取り巻く環境の変化や課題に対応し、基本理念で掲げた社会を実現するための本市障害者施策の方向性を示すものとして次の項目を基本方針に掲げ、これに基づき施策展開を図るものとします。

【基本方針①：誰もが暮らしやすいまちづくり】

障がいや障がいのある人への理解を深めることによる心のバリアの除去や、まちのところどころに存在する物理的なバリアの除去といったソフト・ハードの両面を含めた社会のバリアフリー化を推し進め、誰もが暮らしやすいまちの実現を目指して施策を実施していきます。

【基本方針②：生まれ育ち住み慣れた地域で暮らせるまちづくり】

人生の様々な段階における自己選択・自己決定を確かなものとし、自らが描いた生活設計に基づき、個性を生かしながら地域で生きていくことができる、このような「暮らし」の実現を目指して施策を実施していきます。

【基本方針③：自らの力を高め地域でいきいきと活動できるまちづくり】

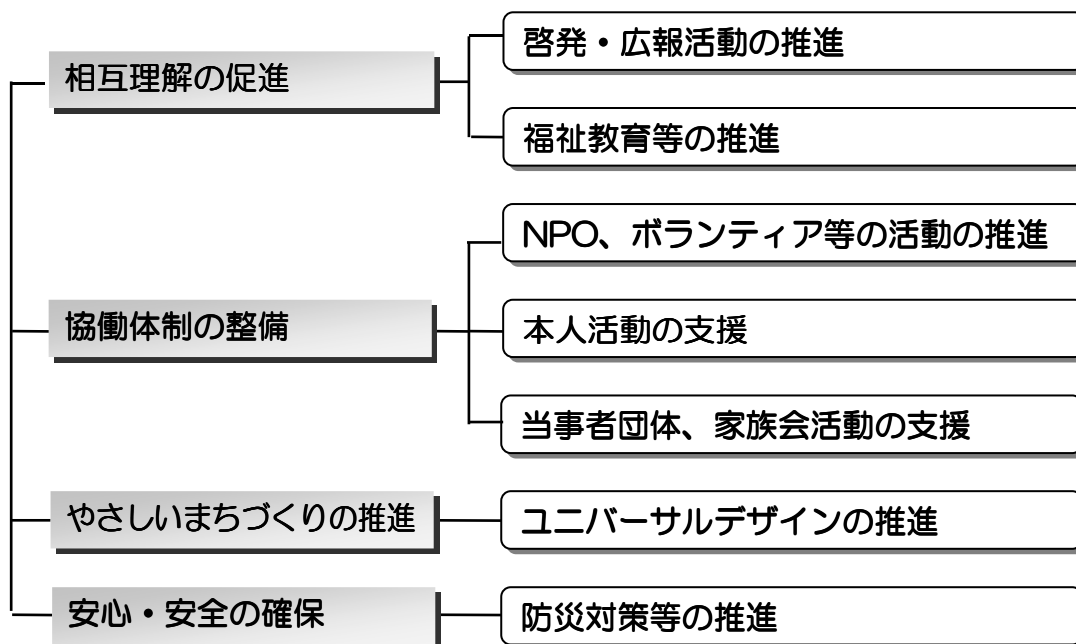
医療やリハビリテーションの充実、障害に応じたきめ細かな教育、ITの活用などによる就業、これらが相まって、障がいのある人の生活力が高まり、やがては社会の対等な構成員として地域で活動する力につながっていく、このような「力の向上」を目指して施策を実施していきます。

第2部 障害者計画

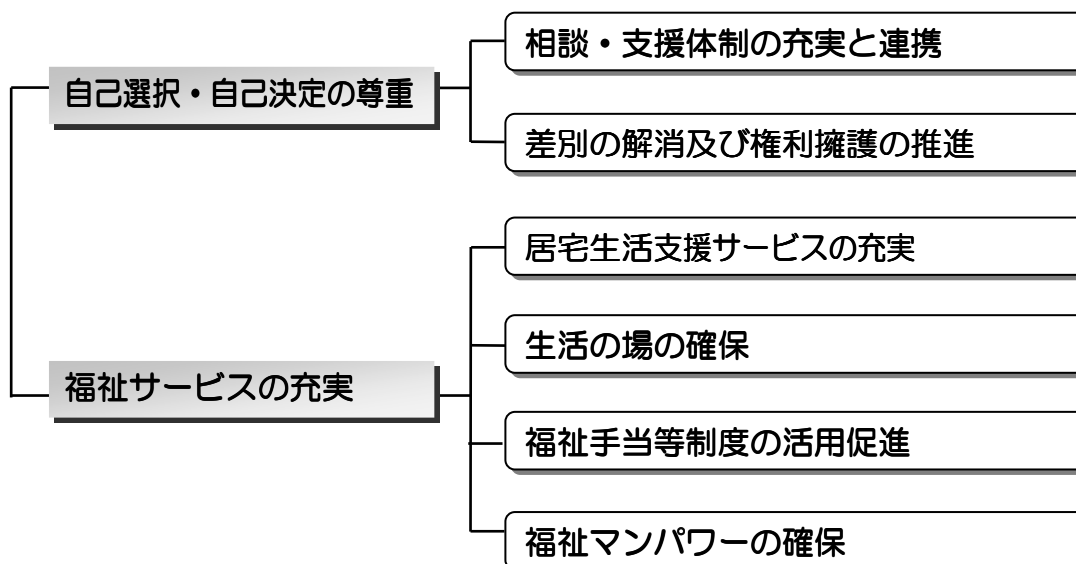
第1章 障害者計画の体系

障害者計画の推進にあたっては、総論で掲げた基本理念の実現に向けて、3つの基本方針の下、各施策・各事業の総合的・計画的な推進に取り組んでいきます。

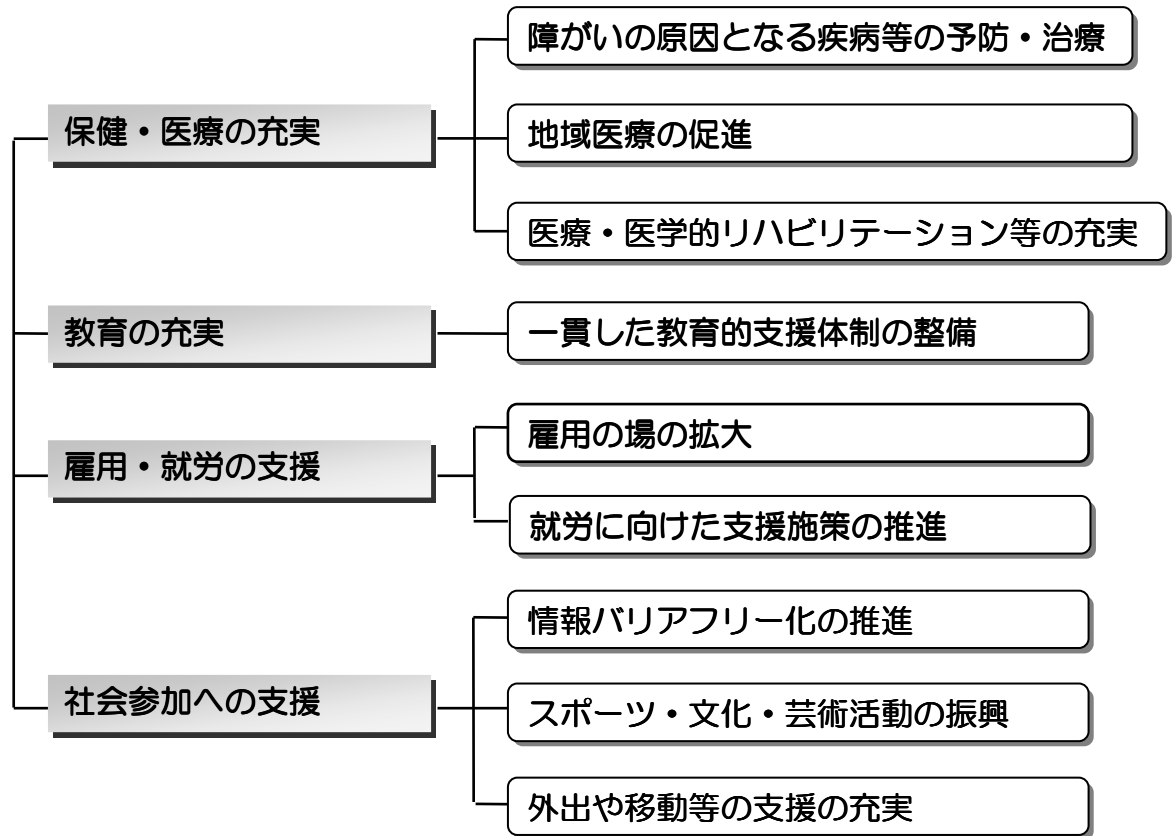
誰もが暮らしやすいまちづくり



生まれ育ち住み慣れた地域で暮らせるまちづくり



自らの力を高め地域でいきいきと活動できるまちづくり



第2章 各論

第1節 誰もが暮らしやすいまちづくり

第1項 相互理解の促進

【施策の方向性】

- 障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及を図るため、市民の意識改革を踏まえた更なる理解促進のための施策展開を図ります。
- 幼い頃から障がいというものの存在を意識し、障がいや障がいのある人に対する理解を育みながら、対等な社会構成員として地域社会をともに担っていく土壌を培うための福祉教育を推進します。
- 障がいのある児童や生徒がその障がいを克服し、可能な限り積極的に社会参加し自立していくため、地域社会の人々の正しい理解と認識を深めるための交流活動の促進を図ります。

【施策の展開】

(1) 啓発・広報活動の推進

① 広報活動の充実

「広報つる」・市ホームページ・「都留のふくし」や、パンフレット等を積極的に活用し、障がいや障がいのある人に関する正しい知識と理解を広めます。

② 障害者週間の啓発

障害者週間(12月3日から12月9日)を中心に、県の企画する各種行事に参画します。また、市民、NPO、障害者団体、行政等が連携し、障がいのある人を取り巻く問題について、それぞれの立場で考え、参画していただくための広報活動や交流等を行い、障害者週間をより有意義なものにします。

③ 精神保健知識や知的障害者福祉月間に対する普及啓発

精神保健に関する理解を深め、ノーマライゼーションの促進のため、関係機関に協力し、普及啓発を図ります。

また、障害者団体が主催する各種行事等を支援し、知的障がいのある人に関する十分な理解及び相互交流の促進を図ります。

④ 職員の研修

すべての職員に障がいや障がいのある人への理解を深めるため、新任職員研修等の充実に努め、窓口サービスをはじめとする障害者福祉の向上を図ります。また、ふれあい事業や野外活動等障がいのある人とともに活動する交流の場を設け、さらに理解と関心を深めます。

(2) 福祉教育等の推進

① 障害児（者）理解教育の充実

児童・生徒に対し、障がいのある人についての理解や認識を深めるため、福祉講話の実施、障がいのある人の理解推進校の拡大などにより福祉教育の充実に努めます。

② 関係機関との連携強化

すべての市民が障がいと障がいのある人に対する正しい認識が持てるよう、家庭・学校・職場等地域社会のあらゆる場面において福祉教育の推進を図るため、保健・医療・福祉・教育などの行政機関や社会福祉協議会等との情報交換を密にし、連携を強化します。

③ 交流教育・交流活動の推進

障がいのある児童・生徒と、普通学級の児童・生徒たちが共に活動する機会を充実し、相互理解を深めるとともに、将来、地域社会で協力し支え合っていくための意識を育むため、特別支援学校等と地域の小・中学校との交流教育及び交流活動を促進します。

さらに、障がいのある人に対する理解を深めるため、保育園児などの障害児施設訪問を実施し、障がいのある児童との交流を図ります。

④ 地域交流の促進

障がいのある人と障がいのない人との交流を通じ、障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を深めるとともに、それぞれの地域の実情に応じた多様な交流、ふれあいの機会を提供し、障がいのある人の社会参加を促進します。

⑤ 市主催行事への参加と交流

市が主催する各種行事に障がいのある人が積極的に参加し、市民との交流が活発に行われるよう、企画、実施過程からの配慮やボランティア等の協力体制の充実を推進します。

第2項 協働体制の整備

【施策の方向性】

- 共生社会を実現していくためには、行政はもとよりNPO、ボランティア等との連携と協働を推進する必要があります。これらの活動を活発化させるため、団体の活動の支援を行います。
- 障がいのある人が積極的に意見を主張し、社会へのアピールを継続して実施していくことが必要です。このため、市の決定過程などにおいて、障がいのある人の意見が適切に示され、検討されるような配慮を促します。
- 障がいのある本人とその家族が安心して暮らすためには、同じ障がいや病気がある人の集まりである当事者団体や家族会の活動は大変重要です。このため、当事者団体や家族会への支援を行います。

【施策の展開】

(1) NPO、ボランティア等の活動の推進

① 児童・生徒のボランティア活動普及事業

小・中学校の児童・生徒の社会福祉への理解と関心を深め、社会奉仕・社会連帯への精神を養うため、ボランティア活動へ積極的に参加する機会づくりを行うとともに、市内小・中学校 11 か所をボランティア活動普及協力校に指定し活動を推進します。

② ボランティアセンターの充実

地域のNPO、ボランティア活動の相談窓口、活動推進団体等に対して専門的な情報の提供や研修を行い、さらにボランティア活動推進事業などを行うボランティアセンターの活動を支援します。

③ 精神保健ボランティアの養成

精神障がいのある人への理解を深め、社会奉仕・社会連帯の精神を持ったボランティアの養成を推進します。

(2) 本人活動の支援

① 広聴活動の充実

本市の行政施策に障がいのある人の意見が十分反映されるよう、委員会等への参画を推進します。さらに、広く障がいのある人が市政に対し意見が述べられるよう、また、その機会が得られやすくするために、市ホームページの活用や市関係機関へのファックス設置等を積極的に推進します。

(3) 当事者団体、家族会活動の支援

① 当事者団体、家族会の充実

障がいのある人及びその家族などによる団体活動を支援することにより、障がいのある人の自立と社会参加を図ります。また、各団体が個別に活動を行うだけでなく、交流とネットワーク作りを推進します。

第3項 やさしいまちづくりの推進

【施策の方向性】

- 心のバリアの除去と合わせ、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進に努めます。このため、「高齢者、障がいのある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）」や県・市条例などの趣旨の徹底を図りながら、障がいのある人を含むすべての人が、安全に安心して生活し社会参加ができるよう、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進し、自宅から交通機関、まちの中まで連続したバリアフリー環境の整備を推進します。

【施策の展開】

(1) ユニバーサルデザインの推進

① 公立施設の整備

公立施設を新設・改築する場合は、障がいのある人や高齢者に配慮した設備の整備を図ります。

② 公共施設における障がいのある人への配慮

障がいのある人も安心して公園などの利用が楽しめるよう、身体障害者併用トイレ、身体障害者用駐車場、園路の段差解消等の整備を進めます。

③ 公営住宅の建設推進

障がいのある人の住宅需要を的確に把握し、構造、設備等に配慮した住宅の建設を進めます。

④ 既設公営住宅の設備改善

既設の公営住宅については、障がいのある人が生活しやすいように、スロープの取り付け、手すりの設置、トイレ等の設備の改善を必要に応じて実施します。

⑤ 公営住宅への優先入居の配慮

申込者又は同居の親族の中に4級以上の身体障がいのある人又は知的障がいのある人がいる場合、公営住宅への優先的入居を配慮します。

⑥ 住宅改修費助成制度の利用促進

地域で生活する身体障がいのある人や高齢者の日常生活環境を改善するため、住宅改修にかかる費用を助成する制度の周知を推進し、利用を促進します。

⑦ 安全で快適な歩道の整備

障がいのある人の歩行の安全を確保するため、歩道のフラット化、段差の解消、広幅員の確保、視覚障がいのある人のための誘導用ブロック等の整備を行い、快適な日常生活や積極的な社会参加ができるまちづくりを推進します。

⑧ 放置物等の撤去指導

歩道等に放置されている自転車、歩行の障害となる放置物等の撤去を指導し、その解消に努めます。

第4項 安心・安全の確保

【施策の方向性】

- 地震・豪雨等による災害や火災の発生時における、障がいのある人などいわゆる災害時要支援者に対する迅速な情報の受伝達の確保、避難誘導体制の確立など、安全で安心して暮らせる地域づくりのための施策の充実に努めます。

【施策の展開】

(1) 防災対策等の推進

① 防災教育・訓練の推進

防災知識の向上と災害時の的確な対応を図るため、障がいのある人のいる家庭及び施設職員等の関係者に対し、防災教育・訓練の推進を図ります。

② 要支援者把握の推進

地域住民や地域消防、民生委員・児童委員等の協力のもとに地域に生活する障がいのある人や高齢者の把握に努め、緊急時の迅速かつ的確な対応を確保するため、ネットワークの構築を図ります。

③ 地域協力体制づくりの推進

火災等の緊急時に地域住民による自主的な救出・救護等の活動が実施できるための自主防災組織に対する協力体制づくりを推進します。

④ 施設防災体制の強化

障害者施設等に対する防火管理指導を推進し、防災管理体制の充実に努めます。

⑤ 緊急通報システムの整備

日常生活用具給付等事業を活用し、火災、急病などの緊急時に、電話回線を通じて通報できる連絡手段の確保に努めます。

第2節 生まれ育ち住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

第1項 自己選択・自己決定の尊重

【施策の方向性】

- 障害福祉サービスなどを含めた福祉行政は、障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができることを目的として、進められる必要があります。
そのためには、地域で生活する障がいのある人が、福祉サービスについて適切な情報提供を受けながら、自己選択・自己決定ができるような環境を整えることが重要となり、このため、市における相談支援体制の一層の充実が必要となります。
- 障がいのある人が本人の要望するサービスを選択し、利用するにあたっては成年後見制度など、障がいのある人本人を保護する制度が重要になることから、これら制度の利用促進を図ります。

【施策の展開】

(1) 相談・支援体制の充実と連携

①相談支援の充実

障がいのある人、障がいのある児童の保護者又は介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、福祉サービスの利用支援、関係機関等の連絡調整等の支援を行います。

また、障がいのある人や障がいのある児童の自立した生活を支え、障がいのある人や障がいのある児童の保護者又は介護者等の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、計画相談支援の充実に努めます。

② 児童相談の充実

障がいのある児童を含めた児童に関するすべての問題について、相談を行います。

また、家庭相談員や母子自立支援員による専門の相談体制の充実を推進します。

③ 社会福祉協議会の充実

社会福祉を目的とした事業を企画し、実施する民間団体としての社会福祉協議会が、福祉サービスを必要とする市民に対し在宅福祉を中心とした地域福祉活動を行うにあたり、支援、指導を行います。

④ 地域福祉の計画的推進

地域の特性に応じた、きめ細かな福祉サービスを提供するため、福祉、保健、医療等の連携を図りながら、地域ケア会議や個別支援会議を充実させる中で、個々の要援護者に対応した適切な保健、福祉、医療サービスが総合的に提供できるシステムの確立を推進します。

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

① 障害を理由とする差別の解消の促進

平成 28 年 4 月 1 日に障害者差別解消法の施行が予定されています。また、同法第 6 条の規定により同法の施行日までの間に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」が国から示される見込みです。この基本方針に即し、同法の適切な運用及び障害を理由とする差別の解消の推進に取り組んでまいります。

※ なお、本計画における障がいのある人に対する配慮等の個別の取組については、各節において掲載しています（例：住居に関する配慮は「第 1 節第 3 項」、社会参加に関する配慮は「第 3 節第 4 項」などに記載）。

② 障害者虐待防止の推進

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に取り組みます。

③ 成年後見制度の周知普及・利用促進

障害者虐待防止法第 44 条に基づき、障がいを持つために判断能力が不十分な人、一人ひとりの権利が守られ、地域で自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度の普及・啓発を図り、利用を促進します。

また、市広報やパンフレットを活用し、地域福祉権利擁護事業についても普及・啓発に努め、利用の促進を図ります。

第2項 福祉サービスの充実

【施策の方向性】

- 障害者総合支援法の規定による障害福祉サービス等の利用希望者に対し、その目的にかなうものが提供できるよう、障害福祉サービス等の質的・量的充実を図る必要があります。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、訪問系サービスや、日常生活を支援するための補装具費や日常生活用具類の給付について、充実した提供体制を整えます。
- 施設サービスについては、日中の活動の場と居住の場を分け、日中は生活の訓練や就労に向けた訓練を行うなどのサービスを提供します。施設への居住については、夜間の介護が必要な場合など入所が必要であると判断された障がいのある人が利用できるようサービスを提供します。
- 施設入所者や入院している障がいのある人が、地域での生活に移行することができるよう、その受け入れ先としてのグループホームや福祉ホームを、事業所との連携のもとに設置を促進します。
- 障がいのある児童が、障がいの特性に応じた専門的な支援が受けられるよう、障がいのある児童への支援の強化に努めます。
- 地域で暮らす障がいのある人が、専門分野に携わる人々の支援を受け、安心して生活できるよう、これらマンパワーの確保を図ります。

【施策の展開】

(1) 居宅生活支援サービスの充実

① 訪問系サービスの充実

住み慣れた地域での生活を支援するため、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援の訪問系サービスの提供体制の充実を進めます。また、訪問入浴サービスやホームヘルパーを派遣する生活サポート事業を提供します。

サービスの提供にあたっては、利用者本位の提供ができるよう、市内をはじめ、近隣の市町村と連携して事業所の充実とともに、サービス量・質の確保に努めます。

② 日中活動系サービスの充実

障がいのある人の活動の場や自立に向けた訓練の場を確保するため、生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・療養介護の充実に努めます。

また、日中一時支援の実施や地域活動支援センターを支援することで、障がいのある人の多様な活動の場を提供します。

さらに、一時的に在宅での生活が困難となる障がいのある人のための短期入所サービスを提供します。

③ 補装具費・日常生活用具の給付

障がいのある人のハンディキャップを補い、日常の生活動作を容易にするため、補装具の購入にかかる費用の助成や日常生活用具の給付を行います。(利用者負担は原則 1 割になります。)

④ 移動支援の充実

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出の支援を行うことにより地域での自立支援及び社会参加を促進します。

⑤ 障がいのある児童への支援の充実

学校在学中の障がいのある児童に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりとして、放課後等デイサービスの充実に努めます。

(2) 生活の場の確保

① 施設への入所支援

保護者の高齢化や入院などにより、地域での生活や、日中に利用する施設への通所が困難な障がいのある人が、安心して暮らしていけるよう、既存施設を中心に入所できる施設の確保に努めます。

② グループホームの設置促進

地域生活へ移行する施設入所者の受け入れ先や、自宅での生活が困難となった障がいのある人の生活の場として、グループホーム等の居住する場の充実に努めます。

また、グループホーム等の設置にあたっては、市内にある空き物件等の社会資源の有効活用を検討するとともに、医療機関や県、近隣市町と連携して、支援を図ります。

(3) 福祉手当等制度の活用促進

① 特別児童扶養手当の支給

特別児童扶養手当の給付について、広報等を通じ周知を図ります。

② 障害児福祉手当の支給

身体又は精神に重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳未満の人に障害児福祉手当を支給します。

③ 特別障害者手当の支給

身体又は精神に重度の障がいを有するため、日常生活において常時介護を要する在宅の20歳以上の人に特別障害者手当を支給します。

④ 心身障害者扶養共済事業の推進

心身障害者扶養共済事業について、広報等を通じ周知を図ります。

⑤ 生活福祉資金の周知

生活福祉資金について、広報等を通じ周知を図ります。

⑥ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴

器の装用により言語の習得、コミュニケーションの向上など健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。

(4) 福祉マンパワーの確保

① 言語聴覚士・保健師・看護師等の養成・確保

言語聴覚士、保健師、看護師等を養成する施設に在学する者で、将来市立の医療機関又は福祉施設で言語聴覚士、保健師、看護師等の業務に従事しようとする者に対して奨学金を貸与することにより、市内における言語聴覚士、保健師、看護師等の養成・確保を図ります。

② 各種社会福祉研修会への参加

社会福祉事業従事者に対して、専門的、体系的な研修会への参加を促進し、処遇技術の向上に努めます。

第3節 自らの力を高め地域でいきいきと活動できるまちづくり

第1項 保健・医療の充実

【施策の方向性】

- 保健、医療、福祉、教育との連携を一層強化し、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見・早期療育・早期治療を推進します。
- ライフステージに応じて、切れ間ないサービスを提供し、障がいの有無に関わらず、誰もが心身の健康や体力の維持・増進に取り組める環境づくりを推進します。
- 障がいのある児童等が、地域で安心して障がいの特性に応じた相談、療育指導などの支援が受けられるよう、各関係機関と連携し、療育支援体制の充実を図ります。また、広報等での周知に努め、相談支援の利用促進を図ります。
- 障がいや疾病を軽減し、障がいのある人や患者を支える医療・医学的リハビリテーションの充実を図るとともに、地域におけるリハビリテーション体制の整備を図ります。

【施策の展開】

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

① 乳幼児健康診査・健康相談等

乳幼児の成長段階に応じて健康診査(4か月児、1歳6か月児、2歳6か月児、3歳児)や、健康相談(2か月児、7か月児)を実施し、障がいの早期発見と早期治療に結びつけるよう適切な支援を行うとともに、受診率の向上を図ります。

② 妊産婦・新生児訪問指導(乳児家庭全戸訪問事業)

妊産婦及び乳児に対し、保健師・助産師が乳児家庭を全戸訪問し、日常生活上、育児上必要な指導を行い、障がいの早期発見、早期治療等を促進します。

③ 未熟児訪問指導

病院等からの連絡を受け低体重児に対し、保健師等が家庭訪問の上、必要な指導を行います。

④ 発達相談・発達訓練

精神・運動発達等において課題のある乳幼児に対して、その児童の特性に応じた相談・訓練を実施します。

⑤ 地域組織の育成（愛育会）

地域住民の自主的な地域組織活動を育成し、地域の母子保健活動の推進を図ります。

⑥ 特定健康診査及び各種がん検診

20歳以上の人に対し、健康診査、各種がん検診を行い、市民の健康の維持・増進を図ります。

⑦ 健康教育、健康相談

市民の健康意識の向上のため健康教育等で啓発を行い、効果的な生活習慣の改善を促すとともに、特定保健指導を実施する中で障がいの発生要因ともなる生活習慣病の予防に努めます。

⑧ 老人保健対策の推進

40歳以上の人に対し、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、各種検診、機能訓練を行い、市民の健康の維持・増進を図ります。また、「都都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき高齢者に対する保健福祉サービスの提供を計画的に推進します。

⑨ 精神障害者等への支援

心の健康づくりや精神障害等についての正しい知識の普及を図るため、関係機関と連携し、精神保健に関する健康教育の推進を図ります。また、精神障がいのある人及びその家族等への相談支援体制の強化に努めます。

⑩ 寝たきり防止対策の推進

寝たきりゼロを目指して、寝たきりにならない、寝たきりは防止できる、寝かせきりにしません、という意識を高齢者はもとより、若年者にまで広める普及啓発活動を推進します。

また、脳卒中患者の寝たきり防止のため、早期に対応し適切な医療・保

健・福祉・介護のサービスを提供するとともに、地域包括ケアシステムの構築を進めます。

⑪ 認知症高齢者介護指導

認知症高齢者の介護者の交流会等を開催し、認知症に関する知識の情報交換を行い、介護法を学びつつ介護者同士の交流を深める場をつくります。

(2) 地域医療の促進

① 心身障害児通園事業への助成

在宅で生活する障がいのある児童の日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を受けるため施設に通園する児童を支援します。

(3) 医療・医学的リハビリテーション等の充実

① 医療技術者の確保

関係医療団体との連携を図るなかで、医学的リハビリテーションの専門職である理学療法士、作業療法士をはじめとする医療技術者の充実・確保を図ります。

② 関連医療機関・施設との連携

山梨県リハビリテーション病院協会及びリハビリテーション部門を有する医療施設、老人保健施設等のリハビリテーション関連施設との連携を促進します。

③ 自立支援医療費助成事業

自立支援医療制度は、心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。指定の医療機関で医療を受けた場合、保険診療にかかる自己負担分の一部を助成します。

④ 重度心身障害者医療費助成事業

重度の障がいのある人が、負傷疾病等により医療給付を受けた場合、保険診療の自己負担分を助成します。

第2項 教育の充実

【施策の方向性】

■ 従来の特別支援教育の対象の児童生徒に加え、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)や高機能自閉症などの児童生徒に対しても支援教育を行えるよう、特別支援教育の充実に努めます。

■ 障がいのある児童生徒が社会的に自立し、その適性と能力に応じて可能性が十分に広げられるような生活を送るためには、早期の段階から一人ひとりの障がいの特性に応じたきめ細かな教育を受けることが必要です。

このため、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的な教育や療育を行うことができるよう相談支援体制の整備に努めます。

【施策の展開】

(1) 一貫した教育的支援体制の整備

① 障がいのある児童の就学相談の充実

障がい及び発達状況に応じて適切な対応を行うため、就学時及び就学後の相談をはじめ、各種相談事業の充実に努めます。

② 特別保育事業の充実

中程度の障がいを有する乳幼児を保育所に入所させ、障がいのない乳幼児とともに集団保育をすることにより、健全な社会性の成長発達を促進するなど、障がいを有する乳幼児に対する保育の充実に努めます。

③ 特別支援教育の充実

身体障害や知的障害といった従来の障害のほか、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)や高機能自閉症、アスペルガー症候群等の発達障害により、特別な教育支援が必要な児童一人ひとりに応じた教育体制の充実に努めます。

また、体制の充実にあたっては、「特別支援教育コーディネーター」を養成するための研修を行うなど、必要な人材の確保に努めます。

④ 社会教育施設整備の促進

障がいのある人の社会教育活動の場として、社会教育施設を有効に利用できるよう施設・設備を整備し、各種サービスの拡充に努めます。

⑤ 図書館機能の充実

施設を有効に利用できるよう設備を整備するとともに、朗読サービス、点字図書、大型活字本及び録音図書の拡充を図ります。

第3項 雇用・就労の支援

【施策の方向性】

■ 障がいのある人々が社会的に自立し、安定した生活を確立するには、経済的な基盤となる職業に就くことが必要となりますが、障がいのある人の雇用環境は非常に厳しい状況にあります。

このような状況から、就労支援に関するサービスの提供を充実させるとともに、ハローワーク都留等関係機関との緊密な連携のもと、事業主等に対して障がいのある人の雇用の啓発を図り、雇用の場の拡大に努めます。

■ 保健福祉行政のみならず、教育関係機関などとの連携を重視した総合的な支援施策の推進による就業の促進を図ります。

【施策の展開】

(1) 雇用の場の拡大

① 啓発活動の推進

「障害者雇用促進月間」等の県下巡回キャンペーンや障害者雇用促進の事業などに積極的に参加します。また、市広報等を活用し、広く市民や事業所に対して障害者雇用促進の啓発活動を推進します。

② 障害者雇用率達成の促進

障がいのある人の雇用を促進するため、法定雇用率未達成企業に対し、改正障害者雇用促進法等制度の周知を行い、関係機関との連携のもと未達成企業の解消を推進します。

③ 関連機関の連携強化による相談事業の強化

ハローワーク都留・ぐんない若者サポートステーション等と緊密な連携及び協力のもとに情報交換を行い、障がいのある人の職域拡大、職場定着、職場適応等の安定を図ります。

④ 巡回職業相談の充実

ハローワーク都留・ぐんない若者サポートステーション等と連携を密に

し、各種更生施設、授産施設や就労移行支援事業、就労継続支援事業を提供する施設に入所している潜在的な就職希望者に対して、職業相談・指導を行います。

⑤ 生活福祉資金制度の活用

生活福祉資金の活用を促進し、障がいのある人の自立を図ります。

(2) 就労に向けた支援施策の推進

① 求人開拓の促進

障がいのある人の就労促進のため、障がいのある人個人の適性や能力に見合った求人の確保のための個別の求人開拓を行い、職業自立に向けた支援を行います。

② 技能競技大会への参加

県障害者技能競技大会へ参加選手を派遣することにより、職業能力の開発を促進し、技能労働者として社会に参加する自信と誇りと意欲を高めます。

また、広く障がいや障がいのある人に対する社会の理解と認識を深め、障がいのある人の雇用の促進と地位の向上に努めます。

③ 就労支援施設サービスの充実

一般企業へ就労を希望する障がいのある人に対して、知識や能力の向上、実習体験等を行う就労移行支援の充実を推進し、障がいのある人本人の適性に合った職場への就労・定着を図ります。

また、一般企業への就労が困難と思われる障がいのある人に対しては、生産活動などを通じて知識と能力の向上を図れるよう、就労継続支援のサービスの提供を推進します。

第4項 社会参加への支援

【施策の方向性】

- 障がいのある人にかかわる制度の改正内容や提供されるサービスの説明が適切に障がいのある人に伝わるよう、点字や音声による情報提供を推進します。
- 障がいのある人が安心して生活を送るため、障がいのある人の特性に応じたきめ細かなコミュニケーション支援体制の充実を図ります。
- スポーツや文化・芸術に親しむことができる環境の整備を推進するとともに、社会参加を促進するための外出や移動の支援の充実を図ります。

【施策の展開】

(1) 情報バリアフリー化の推進

① 障がいに配慮した情報提供の推進

都留市立図書館を有効に利用できるよう設備を整備するとともに、点字図書や大型活字本・電子媒体などの整備・拡充を図ります。

また、文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳といった障がいのある人に分かりやすい方法での情報提供体制の充実を図ります。

② 手話通訳者及び要約筆記者の派遣

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人に日常生活上のコミュニケーションを援助するため、聴覚障がいのある人等が参加する会議や催し物等に県と協力し、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

③ 奉仕員の養成・確保

社会参加、交流活動の促進を図り、市の広報活動等の支援者として聴覚障がいのある人のために日常会話程度の手話表現技術を習得した「手話奉仕員」、視覚障がいのある人のために点訳又は朗読に必要な技術等を習得した、「点訳奉仕員」、「朗読奉仕員」の養成・確保を図ります。

(2) スポーツ・文化・芸術活動の振興

① 社会学級の開催

社会学級へ障がいのある人の積極的な参加・促進を図り、自立と社会参加を促進します。

② 障がい者スポーツ大会への参加

各種障害者団体等の主催するスポーツ大会へ積極的に参加できるよう支援します。

③ 障がい者スポーツの振興

各種障害者団体等が主催するスポーツ大会の開催を支援します。

④ 文化・レクリエーションの交流

各種障害者団体等が主催する福祉展、障がいのある人の主張大会等、音楽・芸術・レクリエーション活動等に積極的に参加、出品できるよう支援します。

(3) 外出や移動等の支援の充実

① リフト付き路線バスの支援

障がいのある人の社会参加を図るため、リフト付き路線バス等公共交通機関の安全性や利便性が確保されるよう、関係機関に協力を要請します。

② 福祉タクシー利用料助成事業

障がいのある人の社会参加を促進するため、外出の際利用するタクシー料金の一部を助成します。

③ 運賃・料金の割引制度等の周知

鉄道・バス運賃、タクシー運賃、航空運賃、有料道路通行料金の割引などについての制度の周知に努めます。

④ 身体障害者用自動車改造費助成事業

重度の身体障がいのある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。

⑤ 自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある人の社会参加促進を図るため、自動車の運転免許取得に要する経費の一部を助成します。

第3部 第4期障害福祉計画

第1章 障害者福祉計画の視点と体系

第1節 計画の視点

第4期障害福祉計画では、基本理念である「市民の誰もが相互に人格と個性を尊重しながら共に生きるまち」の実現に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保や、業務の円滑な実施に関する事項等について定めます。その際、以下の3つの点に留意します。

1. 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害種別、程度を問わず、障がいのある人の自己決定・意思決定を尊重及び配慮しながら、障害のある人が必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めます。

2. 身近な実施主体としての役割と障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスに関し、身近な実施主体としての役割を的確に果たすよう努めます。加えて、従来から障害福祉サービスの対象となっている、発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者等についても引き続きサービス給付の適正化を図っていきます。

3. 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

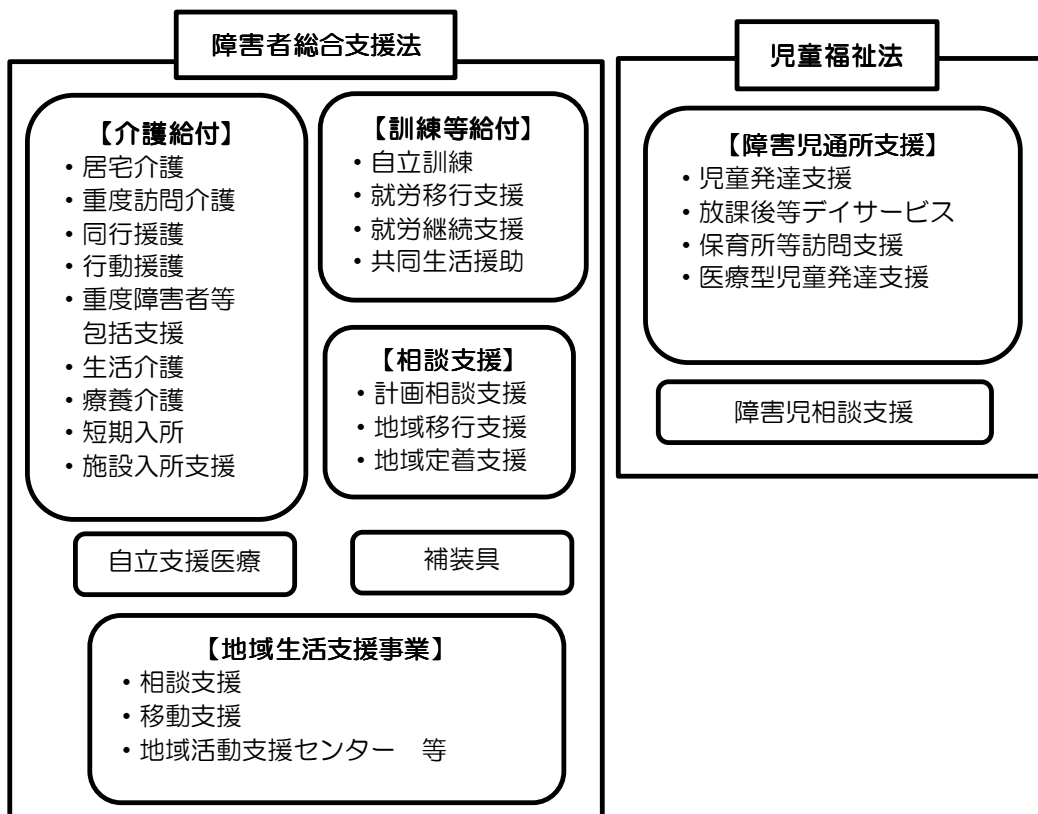
障がいのある人の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。以下同じ。）から地域生活への移行や就労支援などの課題に対応したサービスの提供基盤を整えます。また、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、NPO等の地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

第2節 計画の体系

平成29年度成果 目標値の設定	1 福祉施設の入所者等の地域生活への移行		根拠法
	2 地域生活支援拠点等の整備		
	3 福祉施設から一般就労への移行数		
	4 就労移行支援事業の利用者数		
	5 就労移行支援事業所の就労移行率		
障害福祉サービス の充実	1訪問系サービス	①居宅介護	障害者 総合 支援法
		②重度訪問介護	
		③同行援護	
		④行動援護	
		⑤重度障害者等包括支援	
	2日中活動系サービス	①生活介護	
		②自立訓練(機能訓練・生活訓練)	
		③就労移行支援	
		④就労継続支援(A型・B型)	
		⑤療養介護	
		⑥短期入所	
	3居住系サービス	①共同生活援助(グループホーム)	
		②施設入所支援	
	4相談支援	①計画相談支援	
		②地域移行支援	
		③地域定着支援	

障害福祉サービスの充実	5障害児支援	①児童発達支援	児童福祉法	
		②放課後等デイサービス		
		③保育所等訪問支援		
		④医療型児童発達支援		
		⑤障害児相談支援		
	6その他の障害福祉サービス	①補装具費の給付	障害者総合支援法	
		②自立支援医療費の給付		
		③療養介護医療費の給付		
	地域生活支援事業の充実	1必須事業	①理解促進研修・啓発事業	障害者総合支援法
			②自発的活動支援事業	
③相談支援事業				
(A) 障害者相談支援事業				
(B) 地域自立支援協議会				
(C) 基幹相談支援センター等機能強化事業				
(D) 住宅入居等支援事業				
④成年後見制度利用支援事業				
⑤成年後見制度法人後見支援事業				
⑥意思疎通支援事業				
⑦日常生活用具給付等事業				
⑧手話奉仕員養成研修事業				
⑨移動支援事業				
⑩地域活動支援センター事業				

地域生活支援事業の充実	2任意事業	①福祉ホーム事業	障害者総合支援法
		②訪問入浴サービス事業	
		③日中一時支援事業	
		④点字・声の広報等発行事業	
		⑤奉仕員養成研修事業	
		⑥障害者虐待防止対策支援事業	
		⑦生活サポート事業	
		⑧自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成事業	



第2章 各論

第1節 平成29年度成果目標値の設定

施設入所者の地域への生活移行や一般就労への移行といった課題に取り組むため、平成29年度を目標年度として、次の成果目標を設定します。なお、成果目標は、国の基本指針に即しつつ本市の実情に応じて定めます。

また、第4期障害福祉計画から「就労移行支援事業の利用者数」及び「就労移行支援事業所の就労移行率」の目標を定めます。

1. 福祉施設の入所者等の地域生活への移行

平成29年度末までに、平成25年度末時点の施設入所者の12%以上が地域の生活に移行できるよう目指します。あわせて平成29年度末時点での施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者から4%以上削減することを目指します。

また、入院中の精神障害者の地域移行については、国の基本指針に準じて都道府県が成果目標値を定めることとなります。本市においても、県と連携して、その成果目標が達成されるように、地域における受け入れ等について、取り組みを進めていきます。

2. 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。以下同じ。）について、平成29年度末までに市内又は圏域内に少なくとも1箇所整備することを目指します。

3. 福祉施設から一般就労への移行数

平成 29 年度において、障がいのある人の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。目標は平成 24 年度において、福祉施設から一般就労へ移行した実績の 2 倍以上となることを目指します。

4. 就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数が、平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

5. 就労移行支援事業所の就労移行率

平成 29 年度末における就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。

(1) 福祉施設の入所者等の地域生活への移行

<福祉施設入所者の地域生活への移行>

■実績数

項目	数値	考え方
平成17年10月1日現在の入所者数(A)	42人	○第1期障害福祉計画で設定した入所者数
地域生活移行者数(B)	10人	○平成26年10月1日までに施設入所からグループホーム・一般住宅等への移行者数(累計)
その他の減少数(C)	6人	○平成26年10月1日現在(死亡等)(累計)
新たな施設入所者数(D)	12人	○平成26年10月1日現在の新たな施設入所者数
現入所者数(E)	38人	○平成26年10月1日現在(A-B-C+D)
減少数(F)	4人	○第1期障害福祉計画で設定した入所者数から現入所者数を差引いた数値(E-A)
減少率	9.5%	○第1期障害福祉計画で設定した入所者数における平成26年10月1日現在までの入所者の減少割合(F/A)

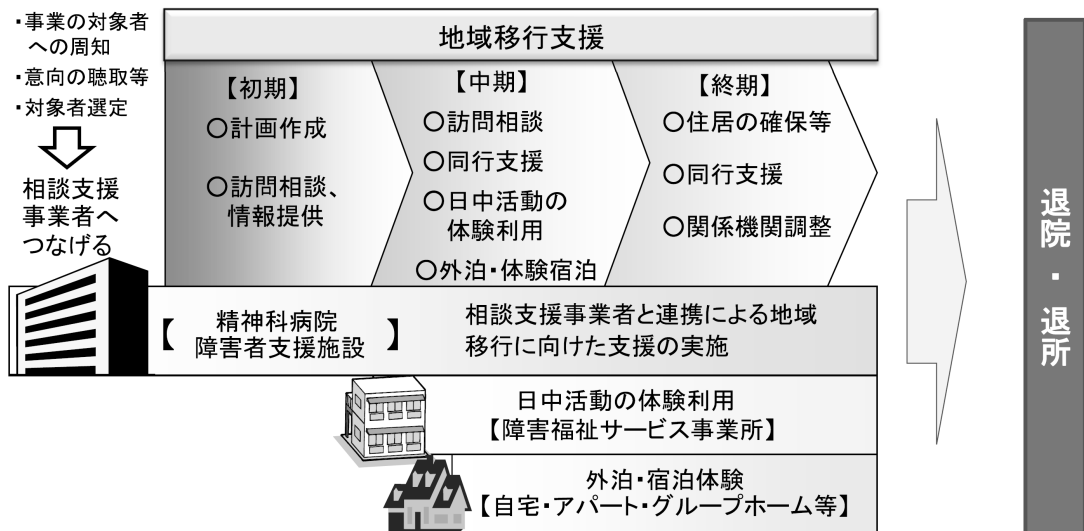
■目標数

項目	数値	考え方
平成 25 年度末時の入所者数(A)	41 人	○平成 25 年度末の施設入所者数(A)
平成 29 年度末時点の入所者数(B)	37 人	○平成 29 年度末の施設入所者数(B)
【目標値】 地域生活移行者数 (C)	5 人 (12.2%)	○施設入所からグループホーム、一般住宅等へ移行した者の数 (C) ○地域移行の割合 (C/A × 100) 【国目標：12%以上】
【目標値】 入所者数削減見込 (A-B)	4 人 (9.8%)	○入所者数削減見込 (D=A-B) ○削減割合(D/A×100) 【国目標：4% (2人) 以上】 +【前計画未達成人数 (2人)】

※ 地域生活への移行は、上記施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移したことをいいます。(家庭復帰を含む)

※ 児童福祉法の改正により、平成 24 年 4 月 1 日以降 18 歳以上の入所者について、障害者総合支援法に基づく障害者支援施設(障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。以下同じ。)等として利用させることとした施設は除いています。

地域生活への移行に向けた支援の流れのイメージ



出典：厚生労働省資料「地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律について」

【現状】

- ① 10人が地域生活に移行し、6人がその他の理由で退所となっていますが、新規の施設入所者が12人いたため、第1期計画策定時の入所者数と比較すると4人減少し平成26年10月1日現在の入所者数は38人となっています。
- ② 地域生活に移行した10人のうち、1人が第3期計画期間中に地域移行しています。
- ③ 平成29年度末の削減目標数を達成するためには、5人が地域へ移行しなくてはなりません。

【課題】

- ① 入所者が施設から地域生活へ移行するためには、まず障がいのある人本人や家族の地域生活への不安感を取り除く必要があります。
- ② 地域生活への移行を進めるためには、地域移行へ向けた相談やサービス利用計画の作成が必要となってきます。そのため、相談支援事業者の確保が必要となります。
- ③ 入所者が地域移行するためには、住居の確保が欠かせませんが、圏域内及び近隣の圏域内にはグループホームといった居住系のサービスが少ない状況にあります。

【対策】

- ① 地域生活への移行を進めるためには、まず本人や家族に対する地域での暮らしの安心感を担保する必要があります。そのためには必要なサービスは必要な時に受けられること、居住場所の確保、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるために地域住民への啓発活動の実施など、地域での生活に安心感を持てるような地域社会を実現させなければなりません。

障害者総合支援法第1条には「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現」ということが目的として規定されていますが、この目的を実現させるためには行政だけでなく、第1部総論第1章第6節第1項で示した役割分担に基づき、地域の中で各々が役割と責任を自覚してもらうよう積極的な取組を推進していきま

す。

- ② 5人の地域生活への移行という目標数値を達成するためには、本人や家族と面談をし、それぞれの希望を聴きながら地域移行を進めるための相談員が必要となります。

また、入所施設や退所後に利用するサービス事業者等との連携も重要となってくることから、現在相談支援事業を委託している社会福祉法人山梨福祉事業会及び大月市社会福祉協議会に加え、地域移行支援・地域定着支援を行う、指定一般相談支援事業者の充実を図っていきます。

さらに、退所後のサービス利用について、障がいのある人が自己決定できるように支援を行うため、サービス利用計画作成を行う指定特定相談支援事業者を充実させるなど、相談支援体制の強化を推進していきます。

- ③ 退所後の生活の場の確保については、自宅で生活することが困難な場合や、自宅へ帰るための訓練の場として、グループホームの利用が必要となります。圏域内には施設数が少ない状況にあるため、本人の希望に沿った地域で生活ができるよう地域移行支援を充実させるとともに、需要に対して施設が不足している現状をより理解してもらい、圏域内での基盤整備に向け県等と協議してまいります。

<入院中の精神障害者の地域生活への移行>

■目標数

国の基本指針では、入院中の精神障害者の地域生活への移行の成果目標として、「入院後3ヶ月時点の退院率の上昇」「入院後1年時点での退院率の上昇」「在院期間1年以上の長期入院者数の減少」が挙げられています。現在入院中で、本市に住所がある方についても、平成26年10月1日現在11人は地域生活への移行が考えられるため、これらの人が1人でも多く地域生活へ移行できるように取り組んでいきます。

【現状】

- ① 平成26年から医療保護入院の方への退院支援が制度化され、医療機関において「退院に向けた意欲の喚起（退院支援意欲の喚起を含む）」「本人の意向に沿った移行支援（入院中の地域生活の体験、退院後生活環境相談員への

相談)」を行うようになっていきます。

- ② 相談支援体制の充実等により、地域生活を支えるためのサービスや精神障害者本人及び家族への相談支援に関し、医療・福祉サービス等が総合的に提供されるよう取り組みを進めています。

【課題】

- ① 退院後の治療中断による再入院が多いため、在宅における医療や保健・福祉サービスを包括的に提供する体制の構築が課題となります。
- ② 地域移行支援・地域定着支援といったサービスを提供する体制が十分に整っておらず、事業者の確保が必要となっています。

【対策】

- ① 退院に向けた支援として県（保健福祉事務所）や医療機関、相談支援事業所をはじめとした福祉サービス事業所などと連携を図りながら退院可能な精神障害者の地域移行につながる具体策の検討を進めます。
- ② 住居の場の確保としてグループホームの確保や日中活動系サービス、居宅介護の活用など、退院後の生活を支えるサービスの確保に努めます。

<再掲> 【地域社会の中での役割分担】

市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の実施 ・ 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供及び自立支援給付の実施
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者本位のサービス提供 ・ 質の高いサービス提供 ・ 地域の社会資源としての活用 ・ 自己評価の徹底
NPO、ボランティア等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機動力を生かしたサービスの提供 (制度の隙間を埋めるサービスの提供)
企業等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞、テレビ等を利用した障がいや障がいのある人に対する理解のための広報の強化 ・ ユニバーサルデザインによる環境の創出 ・ 障がいのある人の積極的雇用
家族	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がいのある人本人の自立を支援 ・ 障がいのある人が住み慣れた地域・自宅で暮らせるための協力
本人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会の一員として、社会活動への積極的参加 ・ 計画の策定等における政策決定機会への参加 ・ 自らの生活に合ったサービスの選択・利用

(2) 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	考え方
平成 29 年度末の地域生活支援拠点等箇所数	1 箇所	○平成 29 年度末までに市内又は圏域内に整備された地域生活支援拠点等の数

【現状】

- ① 現在、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービスを提供しています。
- ② 市内又は圏域内で、地域支援の機能を集約し、グループホーム又は障害者支援施設に付加した拠点（以下「地域生活支援拠点」という。）等の整備について配慮するよう、国の基本指針において示されています。

【課題】

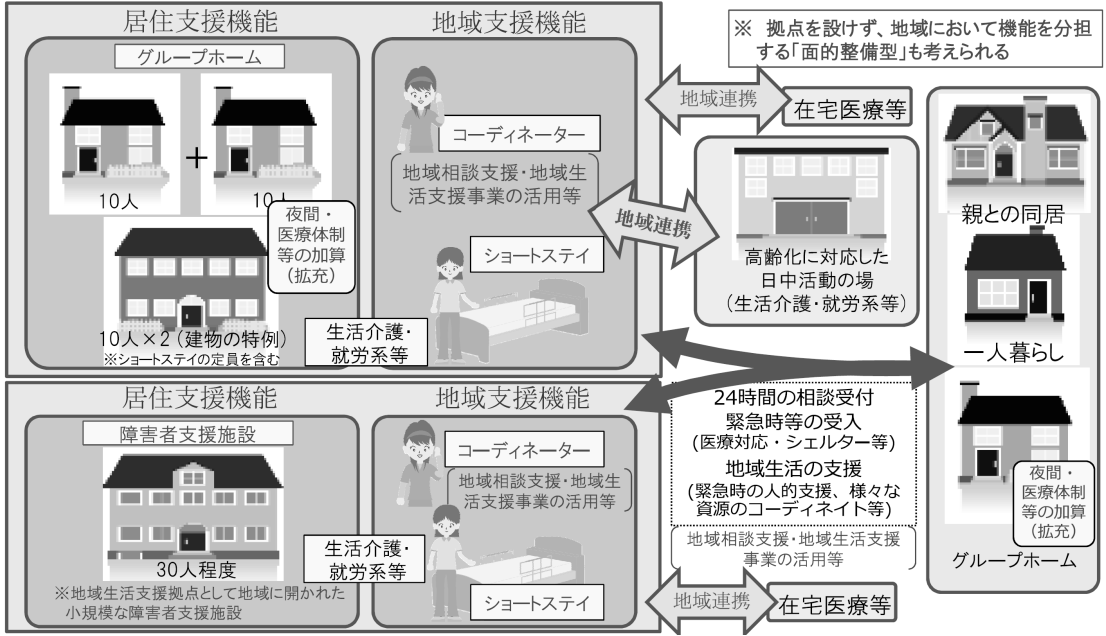
- ① 障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりが求められています。
- ② 今後、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、こうした地域支援の機能強化が更に必要になります。

【対策】

- ① 関係機関等と検討しながら、平成 29 年度までに地域生活支援拠点等の整備を目指します。

**障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想
(地域生活支援拠点)**

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



出典：平成 25 年 12 月 26 日厚生労働省社会保障審議会障害者部会（第 54 回）
資料「第 4 期障害福祉計画（基本指針）における成果目標における参考資料」

(3) 福祉施設から一般就労への移行数

■実績

項目	数値	考え方
平成24年度の年間一般就労移行者数	0人	○平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成25年度の年間一般就労移行者数	0人	○平成25年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
平成26年度の年間一般就労移行者見込数	1人	○平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数

■目標数

項目	数値	考え方
平成24年度の一般就労移行者数(A)	0人	○平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数(A)
【目標値】 平成29年度の一般就労移行者数(B)	3人 - (倍)	【国目標：2倍以上】 ○平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数(B) ○倍率(B)/(A)

【現状】

- ① 第3期計画期間中に福祉施設の利用者のうち、一般就労者は1人です。
- ② 就労先や就労実習先を確保することが困難な現状にあります。
- ③ 平成26年10月末現在、障害者就労・生活支援センターが富士・東部圏域内に1か所開設されており、就労移行支援事業所及び就労継続支援事業所（B型）は市内に3か所あります。しかし、就労継続支援事業所（A型）は富士・東部圏域内に事業所がない状況が続いており、就労移行するためのサービスが受けづらい現状にあります。

【課題】

- ① 障がいのある人の就労先や就労実習先の確保が求められています。
- ② 就労に関する相談やサービスの充実化を図る必要があります。

【対策】

- ① 障がいのある人の就労先や就労実習先を確保するために、ハローワーク都留や商工会、都留市経営者連絡協議会などとの連携を図り、市内の官公庁や民間企業に対し、障がいのある人の雇用の促進について情報提供や啓発活動を行っていき、就労先や就労実習先の確保に努めていきます。
- ② 就労に向けた相談については、今後も引き続き相談支援事業所や富士・東部圏域内の障害者就業・生活支援センター等と連携し、就労に向けた相談だけでなく、就労後のフォローアップのための相談についての支援も行っていきます。また就労移行支援については、窓口相談等の際に就労希望者を把握し、就労移行支援事業所へ繋がります。
- ③ 就労継続支援（A型）のサービス提供事業所は依然として近隣にない状況にあります。就労継続支援（A型）の確保については、富士・東部圏域の共通課題として各自治体と協働で事業者への情報提供や支援を実施していきながら事業所の確保に努めていきます。
- ④ 離職や特別支援学校を卒業した障がいのある人が、一般就労及び雇用支援策についてより理解を深め、就職に結びつくよう、相談支援の充実に努めていきます。
- ⑤ 障害者就労施設等で就労する障がいのある人の自立及び社会参加の促進を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成二十四年法律第五十号）に基づき、障害者就労施設等における受注の機会の拡大に配慮するよう努めます。

(4) 就労移行支援事業の利用者数

■目標数

項目	数値	考え方
平成25年度末の就労移行支援事業利用者数 (A)	11人	○平成25年度末において就労移行支援事業を利用する者の数(A)
【目標値】 平成29年度末の就労移行支援事業利用者数 (B)	18人 1.6倍	○平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数(B) ○増加率(B/A) ※1.6=6割増加 【国目標：6割以上増加】

【現状】

- ① 平成25年度末就労移行支援事業利用者数は11人です。
- ② 平成26年10月末現在、市内における就労移行支援事業所は、3か所あります。

【課題】

- ① 就労移行支援事業所の利用者を増やす必要があります。

【対策】

- ① 事業所職員のスキルアップを目的とした他圏域の事業所への研修や事業所間における意見交換、またハローワークにより障害者雇用の情報共有ができる場の提供等を検討します。さらに、就労移行事業所を始め関係機関を構成員とする地域の就労支援ネットワークを強化します。

こうした取組により、就労者が増加し、事業所において新たな利用者の受け入れが可能となり、結果として事業所の利用者数が増えるように努めます。

(5) 就労移行支援事業所の就労移行率

■目標数

項目	数値	考え方
【目標値】 平成 29 年度末の 就労移行率3割以上の 就労移行支援事業所の 割合	50%	○平成 29 年度末における就労移行率 が 30%を超えた市内就労支援事業 所の割合

【現状】

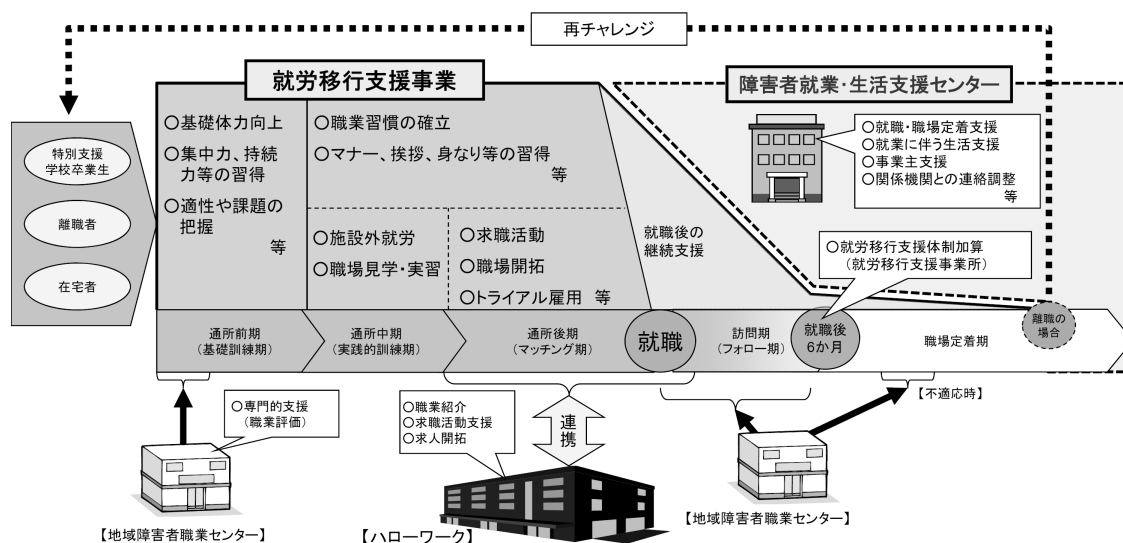
- ① 平成 26 年 10 月末現在、市内における就労移行支援事業所は3か所あります。
- ② 就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すように、国の基本指針で示されています。

【課題】

- ① 就労移行支援事業所の就労移行率を上昇させることが求められています。

【対策】

- ① 各就労移行支援事業所へ、一般就労への移行率が30%を超えることを目標としていることを周知し、業務の円滑な運営について働き掛けます。



出典：平成 23 年 10 月 6 日 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
資料「障害福祉サービスにおける就労支援」

第2節 障害福祉サービスの充実

第1項 訪問系サービス

① 居宅介護

自宅にヘルパーを派遣して入浴、排せつ、食事等の身体介護や掃除等の家事援助を行うサービスです。(介護給付費)

② 重度訪問介護

重度の障害があり、常に介護が必要な人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的に行うサービスです。(介護給付費)

③ 同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出先での必要な移動の援護及び、排せつ・食事等の介助など外出する際に必要となる援助を行うサービスです。(介護給付費)

④ 行動援護

知的障害や精神障害により行動が困難で、常に介護が必要な人に、行動する時に必要な介助や外出時の移動の補助などを行うサービスです。(介護給付費)

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護が必要であり、意思疎通を図ることに著しい支障があるなどの重度の障がいのある人等に対し、複数のサービスを包括的に提供するサービスです。(介護給付費)

■訪問系サービス実績

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護	延べ利用時間数（時間/月）	297	196	201
	利用実人数（人/月）	18	16	17
重度訪問介護	延べ利用時間数（時間/月）	0	0	0
	利用実人数（人/月）	0	0	0
同行援護	延べ利用時間数（時間/月）	0	0	0
	利用実人数（人/月）	0	0	0
行動援護	延べ利用時間数（時間/月）	10	7	7
	利用実人数（人/月）	1	1	1
重度障害者等 包括支援	延べ利用時間数（時間/月）	0	0	0
	利用実人数（人/月）	0	0	0

■訪問系サービス見込量

		平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護	延べ利用時間数（時間/月）	252	266	280
	利用実人数（人/月）	18	19	20
重度訪問介護	延べ利用時間数（時間/月）	0	12	12
	利用実人数（人/月）	0	1	1
同行援護	延べ利用時間数（時間/月）	0	7	14
	利用実人数（人/月）	0	1	2
行動援護	延べ利用時間数（時間/月）	7	14	14
	利用実人数（人/月）	1	2	2
重度障害者等 包括支援	延べ利用時間数（時間/月）	0	12	12
	利用実人数（人/月）	0	1	1

【訪問系サービスにおける現状分析と見込量の確保のための方策】

- ① 居宅介護の支給決定者は平成 26 年 10 月末現在 26 人で、そのうち 17 人がサービスを利用しています（利用率 65%）。支給決定者でサービスを利用していない 9 人は、介護者が急に不在となった時のための準備として支給決定を受けている人たちです。

今後も利用者及び利用量は、徐々に増加する見込みです。

- ② 重度訪問介護の支給を受けた人はいません。しかし、障害者総合支援法の施行により平成 26 年 4 月からは、重度訪問介護の対象者が重度の肢体不自由者に加え、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護を要する人にも拡大されたこと、さらに地域移行支援が進むこと等により、需要が増えていくことが予想されるため、平成 28 年度以降、利用者を見込んでいます。

- ③ 同行援護は、平成 26 年 10 月末現在支給決定を受けている人は 1 人いますが、利用者はいません。このサービスを利用したいとの相談を受けることがあり、一定のニーズがあることから、サービス利用者の見込量を想定しました。

- ④ 行動援護の支給決定者は平成 26 年 10 月末現在 2 人いますが、サービスを利用している人はいません。しかし、平成 26 年度に実施したアンケート調査結果によれば、療育手帳所持者において、行動援護の利用希望者が多く見られ、需要はあります。

また、重度訪問介護の利用者のうち、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障がいのある人であって常時介護を要する人の場合は、行動援護を活用しアセスメントを受けてから、サービスを利用することが必要となりましたので、対象者への制度周知や利用に結びつく相談支援に努めます。

- ⑤ 重度障害者等包括支援については、平成 26 年 10 月末現在支給決定はありませんが、利用希望の相談を受けたこともあり、需要が見込まれます。しかし、圏域外も含め事業所がないため、利用できない状況です。サービスについての需要があることを発信し、事業所が確保できるよう関係機関等へ働きかけていきます。

【訪問系サービスにおける共通した方策】

障がいのある人が自身の状態や特性にあったサービスを利用することができるよう、指定特定相談支援事業所やサービス提供事業者との連携を強化し、ニーズ把握、きめ細かな情報提供に努めていきます。

また、障がいのある人や家族が必要とするサービス利用が可能となるよう、事業所の確保を行うとともに、新たな事業所への支援に努めていきます。

さらに、例えば、訪問系サービスと日中活動系サービスを組み合わせるといった複数のサービスを併用する等の総合的な対応により、多くの人に支援が行き渡るようサービスを提供してまいります。

第2項 日中活動系サービス

① 生活介護

常に介護が必要な人で、障害支援区分が3以上(50歳以上の場合は区分2以上)である人に対し、施設等で入浴、排せつ、食事の介助や創作的活動、生産活動の機会等を提供するサービスです。(介護給付費)

■生活介護実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
延べ利用日数(人日/月)	1,316	1,236	1,305
利用実人数(人/月)	53	66	67

■生活介護見込量

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
延べ利用日数(人日/月)	1,420	1,480	1,560
利用実人数(人/月)	71	74	77

【生活介護における現状分析と見込量の確保のための方策】

生活介護は、施設入所者の日中活動としての利用と在宅で生活する障がいのある人の日中活動としての利用があります。平成26年10月末現在、施設入所者38人、在宅28人がそれぞれ利用しています。サービス量を見込むに当たっては、これまでの実績や、障害程度区分から障害支援区分へ移行したことにより区分が上がる人がいること、また地域移行支援が進み需要が増えることなどを勘案しました。

市内で生活介護を提供している施設は、平成26年10月末現在2カ所ありますが、現時点でも希望に沿ったサービスを受けられていない人が多く存在します。その中でも、重度の障がいがある人においては特に利用が困難な状況です。数年後には更なる供給不足が予想され、早急な対応が求められています。

今後の方針としては、市と圏域内のみならず他圏域の事業所間との情報共有の場を積極的に設け、それぞれの人に対し他圏域を含めた複数の選択肢を提供できる体制を整えていくことに努めます。

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

②-1 機能訓練

地域での生活を送る上で、身体機能や生活能力の維持・向上を図る目的で一定の支援が必要な身体障がいのある人を対象に、有期限(基本は 18 か月)のプログラムに基づき、身体機能・生活機能向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。(訓練等給付費)

■自立訓練(機能訓練)実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数(人日/月)	21	0	0
利用実人数(人/月)	1	0	0

■自立訓練(機能訓練)見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数(人日/月)	0	20	20
利用実人数(人/月)	0	1	1

【自立訓練(機能訓練)における現状分析と見込量の確保のための方策】

自立訓練のうち、機能訓練については、近隣にサービス提供事業所がないこともあり平成 26 年 10 月末現在利用者がいませんが、身体機能の向上及び維持のために利用を希望する人もいるため、他圏域の施設利用も視野に入れ見込量を想定しました。

②-2 生活訓練

地域での生活を送る上で、一定の支援を必要とする知的障がいのある人・精神障がいのある人を対象に、有期限(基本は 24 か月)のプログラムに基づき、生活能力の維持・向上等のために必要な訓練等を提供するサービスです。(訓練等給付費)

■自立訓練(生活訓練)実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数(人日/月)	0	0	0
利用実人数(人/月)	0	0	0

■自立訓練(生活訓練)見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数(人日/月)	0	20	20
利用実人数(人/月)	0	1	1

【自立訓練(生活訓練)における現状分析と見込量の確保のための方策】

生活訓練については、地域生活への移行を図る上で欠かせない、生活能力の維持・向上などの支援を行うサービスであり、今後需要が見込まれます。市内にはこのサービスを提供する事業所はありませんが、近隣の自治体にある事業所等の協力もお願いしてサービス提供を行い、施設入所者の地域生活への移行を促していきたいと考えます。

③ 就労移行支援

一般就労等を希望し、実習や職場探し等を通じて適性に合った職場への就労等が見込まれる人を対象に、有期限(基本は 24 か月)のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための必要な訓練等を提供するサービスです。(訓練等給付費)

■就労移行支援実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数(人日/月)	195	188	205
利用実人数(人/月)	13	10	11

■就労移行支援見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数(人日/月)	247	285	342
利用実人数(人/月)	13	15	18

【就労移行支援における現状分析と見込量の確保のための方策】

今後も特別支援学校を卒業した人の利用に加え、今まで就労継続支援B型の利用者のうち一般就労を目指す人が利用することなども考えられることから、利用者数・利用量ともに増加すると思われます。

就労系サービスは、特別支援学校の卒業生、病院及び施設を退院・退所した人にとって、社会参加のきっかけとなる重要な役割を担うサービスです。また、福祉施設から一般就労への移行を促進するためにも、本サービスを活用し、障がいのある人の就労支援を行っていきます。

④ 就労継続支援（A型・B型）

④-1 A型(雇成型)

就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、特別支援学校を卒業後に就職活動をしたが雇用に結びつかなかった人などを対象に、事業者と雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じ、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。（訓練等給付費）

■就労継続支援(A型)実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数(人日/月)	0	0	0
利用実人数(人/月)	0	0	0

■就労継続支援(A型)見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数(人日/月)	0	18	18
利用実人数(人/月)	0	1	1

④-2 B型(非雇用型)

年齢や体力の面から就労が困難な人、就労移行支援事業等を利用したが雇用に結びつかなかった人等を対象に、就労の機会を提供し、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。(訓練等給付費)

■就労継続支援(B型)実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数(人日/月)	737	745	828
利用実人数(人/月)	43	42	46

■就労継続支援(B型)見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数(人日/月)	900	990	1,080
利用実人数(人/月)	50	55	60

【就労継続支援（A型・B型）における現状分析と見込量の確保のための方策】

就労継続支援のうち、A型のサービス提供事業所については平成 26 年 10 月末現在市内及び近隣にはないため、就労継続支援利用者はすべてB型の利用になっています。さらに、就労移行支援から一般就労に結びつかなかった利用者の多くがB型を利用すると考えられ、年々利用者数は増加すると思われます。

また市内には、B型のサービス提供事業所は 3 か所ありますが、圏域外の事業所とも連携を図りながら、希望者の意向に添えるよう環境を整えてまいります。

⑤ 療養介護

医療ケアを必要とし、常時介護を必要とする人に、医療機関等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供するサービスです。(介護給付費)

■療養介護実績（実人数）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数(人日/月)	268	178	141
利用実人数(人/月)	6	6	5

■療養介護見込量（実人数）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数(人日/月)	210	210	210
利用実人数(人/月)	7	7	7

【療養介護における現状分析と見込量の確保のための方策】

平成 26 年 10 月末現在、療養介護は、県立あけぼの医療福祉センターと国立病院機構甲府病院において実施されています。療養介護の支給決定者は6人前後で推移しており、平成 26 年度の特別支援学校卒業予定者に利用見込みの人が1人いるため、増加すると予測しました。

⑥ 短期入所

介護者の病気等の理由により、家での介護が出来なくなった場合、短期間施設に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。(介護給付費)

■短期入所実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数(人日/月)	80	95	116
利用実人数(人/月)	11	9	13

■短期入所見込量

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数 合計 (人日/月)		160	180	200
①福祉型	①福祉型	157	177	197
	②医療型	3	3	3
利用実人数 合計 (人/月)		16	18	20
①福祉型	①福祉型	15	17	19
	②医療型	1	1	1

【短期入所における現状分析と見込量の確保のための方策】

短期入所の支給決定者は平成 26 年 10 月末現在 36 人で、そのうち平成 26 年度のサービスの利用者は 13 人となっています（利用率 36%）。また、医療型については、支給決定者 4 人であり、利用者は 1 人です。

第 4 期計画期間中の見込量について、福祉型は、平成 26 年度に実施したアンケート調査結果において、療育手帳所持者を中心に利用希望者が多く見られることなどから利用者数が増加すると想定しました。

一方、医療型は、平成 26 年 10 月末現在、県立あけぼの医療福祉センターと国立病院機構甲府病院で実施しています。施設の所在地が遠距離にあるため、利用状況は、障がいがある人が長期休暇中や、やむを得ない事情で保護者が介助できない場合などで、利用日数も年に数日前後となっています。このような現状を考慮してサービス量を見込みました。

圏域内での受け入れ先は不足しています。そのため、関係機関等と協議しながら、新規事業所の確保に努めていきます。

【日中活動系サービスにおける共通した方策】

サービスの需要があるにもかかわらず、一部のサービスにおいては、市内で対応できる事業所や施設が少ないなどといった状況が見られます。したがって、福祉施設の整備等に関し、県、圏域の市町村及び事業所等と調整していきます。

また、サービス等利用計画の作成時などに、本人のニーズをもとに、指定特定相談事業者を中心に、サービス提供事業所、本人、家族との連携を密にし、障がいの特性や本人の状態にあったサービスの利用ができるよう努めていきます。

第3項 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム)

介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等の日中活動を利用して利用している人を対象に、共同生活の場を提供し、食事提供、相談等の日常生活上の世話をを行うサービスです。(訓練等給付費)

■共同生活援助(グループホーム)実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数(人/月)	13	12	14

※平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)に一元化されました。

■共同生活援助(グループホーム)見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数(人/月)	17	20	22

【共同生活援助における現状分析と見込量の確保のための方策】

共同生活援助は、平成 26 年 10 月末現在で 14 人が利用しており、世話人の援助のもとで自立生活の第一歩となる有効なサービス提供の場として活用されています。

平成 27 年度以降のサービス見込量については、やまなし障害者プラン 2015 で設定する長期入院精神障害者の減少目標を踏まえ、本市において見込まれる精神障がいのある人の退院者数や状況に応じたニーズを見込んでいきます。

今後も退院可能な精神障がいのある人や施設入所者等の地域生活への移行のための生活の場として、また在宅で生活する障がいのある人が引き続き地域で生活するための場としての役割を果たすべく、需要が増えていくと思われます。

そのため、県等との協働による基盤整備や市外の施設の利用などあらゆる可能性を模索しながら、新しいグループホームの確保に努めます。さらに、利用者本人のニーズを把握するなど相談支援を充実させるとともに、グループホームの必要性について地域住民の理解を得るための啓発活動を行い、地域で安心

して暮らすことができるよう支援していきます。

② 施設入所支援

夜間での介護を必要とする人や、自立訓練・就労移行支援を利用している人の中で単身の生活が困難である人、または地域の都合により通所が困難な人を対象に、夜間における居住の場を提供し、入浴や食事等の日常生活上の世話をを行うサービスです。

■施設入所支援実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数(人/月)	39	40	39

■施設入所支援見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数(人/月)	39	38	37

【施設入所支援における現状分析と見込量の確保のための方策】

施設入所支援については、施設入所が必要な人及びその家族に対し、必要な情報を提供するなど、適正な支援を行ってまいります。また、施設退所者が地域へ移行する場合についても円滑な移行ができるよう、支援していきます。

第4項 相談支援

相談支援については、平成 24 年 4 月から相談支援体制の充実が図られることとなり、サービス利用決定プロセスの見直しが行われ、障害福祉サービス等を利用するすべての人が、計画相談支援の対象者となりました。

平成 24 年 4 月からは施設入所者や入院中の精神障がいのある人が地域移行する際の地域相談支援として、地域移行支援・地域定着支援が利用できるようになりました。

① 計画相談支援(サービス等利用計画作成)

障がいのある人の自立した生活を支え、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していきます。サービス支給決定時にサービス事業者等との連絡調整を行いながら、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証を行い計画の見直しを行います。

※障害児相談支援については、第5項に記載。

■計画相談支援実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数(人/月)	12	13	18

■計画相談支援見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数(人/月)	30	31	32

【計画相談支援における現状分析と見込量の確保のための方策】

平成 24 年 4 月 1 日から、サービス等利用計画の作成については、指定特定相談支援事業者が行い、市町村で事業者を指定しています。また、計画相談支援の対象者は、障害福祉サービスを利用するすべての人となりました。これにより障害福祉サービスの新規利用者やサービス更新者などの増加傾向に伴い、計画相談支援は増えると考え、サービス量を見込みました。

今後、地域生活への移行者を増やすためにも、この支援を充実させることは

大切です。したがって、指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の確保に継続して努めていきます。

② 地域移行支援

現在入院・入所している人が、地域生活へ移行する際の住居の確保や、地域での生活に移行するための活動に関する相談、障害福祉サービス事業所等への同行支援を行うものです。

■地域移行支援実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数(人/月)	0	0	0

■地域移行支援見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数(人/月)	3	4	5

【地域移行支援における現状分析と見込量の確保のための方策】

地域移行支援については、施設からの退所や病院からの退院を支援するものであり、地域移行を進める上で大きな役割を果たします。

本市では、NPO法人むつみの会に、山梨県精神障害者地域移行支援事業富士・東部圏域事務局が設置されています。長期にわたり入院している精神障害者を住みなれた地域で生活できるようピアサポーターが同じ仲間として、同じ立場で地域移行支援を実施しています。地域移行支援には、当事者による支援（ピアサポート）等の活用も重要であるため、必要に応じて協働等してまいります。

なお、市内には地域移行支援のサービスを行う指定一般相談支援事業所がないため、東部圏域の関係者と連携を図り、協議を進め、事業所の確保に努めていきます。

また、近隣自治体等の指定一般相談支援事業所の利用の可能性も選択肢に入れつつ、サービス提供体制の確保に取り組みます。

③ 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活の不安定な人等に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等を行うものです。

■地域定着支援実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数(人/月)	0	1	0

■地域定着支援見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数(人/月)	3	4	5

【地域定着支援における現状分析と見込量の確保のための方策】

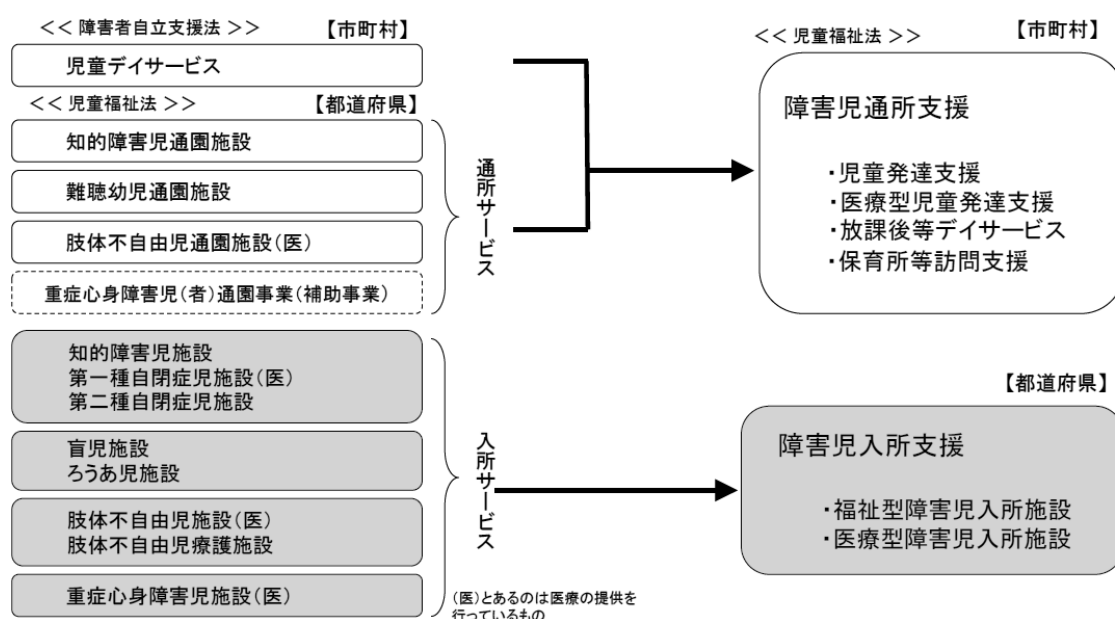
本市では、平成 29 年までに 5 人の施設入所者を地域へ移行することを目標値としました。そのためにも地域移行支援と同様、指定一般相談支援事業所の確保が必要不可欠なため、東部圏域の関係者と連携を図り、協議を進め事業所の確保に努めていきます。

※ 東部圏域には、都留市、大月市、上野原市、道志村が含まれます（以下同じ）。

第5項 障害児支援

平成24年4月に施行された児童福祉法の一部改正により、障がいのある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保が図られています。

重複障がいに対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別等に分かれていた障害児施設（通所・入所）について一元化されました。



出典：平成24年1月13日 厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
資料「児童福祉法の一部改正の概要について」

また、学齢期における支援の充実を目的とした「放課後等デイサービス」と、保育所等を訪問し、専門的な支援を行うための「保育所等訪問支援」が創設されました。

① 児童発達支援

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

■児童発達支援実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数（人日/月）	0	0	20
利用実人数（人/月）	0	0	1

■児童発達支援見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数（人日/月）	20	40	40
利用実人数（人/月）	1	2	2

【児童発達支援における現状分析と見込量の確保のための方策】

児童発達支援は平成 26 年 10 月末現在 1 人の支給決定があり、圏域外の事業所を利用しています。圏域内に利用できる事業所があることも勘案し、今後の利用者数を見込みました。

② 放課後等デイサービス

学校通学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立促進や放課後等の居場所づくりを行います。

■放課後等デイサービス実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数（人日/月）	370	409	432
利用実人数（人/月）	29	30	30

■放課後等デイサービス見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数（人日/月）	450	480	525
利用実人数（人/月）	30	32	35

【放課後等デイサービスにおける現状分析と見込量の確保のための方策】

放課後等デイサービスは、平成 26 年 10 月末時点で 30 人が利用しています。利用者のうち、平成 27 年 3 月の高校卒業予定者数は 6 人おり、また平成 27 年度に小学校入学予定の療育手帳所持者数は 1 人ではありますが、各種障害者手当の受給者の中にも療育手帳を未所持の人がいることや、特別支援学校の生徒の中に放課後等デイサービスを現在利用していないが、利用を検討している人も予想されることなどを考慮し、利用者が増加することを考えサービス量を見込みました。

③ 保育所等訪問支援

障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

■保育所等訪問支援実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数（人日/月）	0	0	0
利用実人数（人/月）	0	0	0

■保育所等訪問支援見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数（人日/月）	0	1	1
利用実人数（人/月）	0	1	1

【保育所等訪問支援における現状分析と見込量の確保のための方策】

保育所等訪問支援は、平成 26 年 10 月末現在利用者はいません。今後利用ニーズが見込まれるため、支援体制を整えてまいります。

④ 医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

■医療型児童発達支援実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
延べ利用日数（人日/月）	0	0	0
利用実人数（人/月）	0	0	0

■医療型児童発達支援見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
延べ利用日数（人日/月）	0	10	10
利用実人数（人/月）	0	1	1

【医療型児童発達支援における現状分析と見込量の確保のための方策】

平成 26 年 10 月末現在、県立あけぼの医療福祉センターと国立病院機構甲府病院において実施されており、利用者はいませんが、この先の需要に対応できることを目標とし、関係機関との連携を図っていきます。

⑤ 障害児相談支援

障がいのある児童が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

■障害児相談支援実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用実人数（人/月）	0	2	3

■障害児相談支援見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用実人数（人/月）	8	9	10

【障害児相談支援における現状分析と見込量の確保のための方策】

障害児通所支援を利用するすべての障がいのある児童について、障害児支援利用計画を作成します。本市では、平成 26 年 10 月末現在月平均で 3 人利用しています。

これからも就学時及び卒業時における支援が円滑に移行されることを含め、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害福祉サービスを提供する事業所等と緊密な連携を図りながら、各児童に適した支援を実施していきます。

第6項 その他の障害福祉サービス

① 補装具費の給付

身体機能を補うのに必要な、義肢や装具、車いす等を購入・修理する際にかかる費用を給付するサービスです。(補装具費)

② 自立支援医療費の給付

身体に障がいのある児童の健全な育成と生活能力を得るために必要な医療(旧育成医療)、身体障がいのある人の自立と社会参加と更生のために必要な医療(旧更生医療)、精神障がいの適正な医療のために行われる医療で入院しないで受ける精神医療(旧精神障害者通院医療)の一部を給付するサービスです。(自立支援医療費)

③ 療養介護医療費の給付

療養介護に係る介護給付費を受けた障がいのある人に対し、指定療養介護事業所等から療養介護医療を受けたときは当該療養介護医療費の一部を支払います。(療養介護医療費)

【その他の障害福祉サービスにおける現状分析と見込量の確保のための方策】

補装具費や医療費の助成については、情報の周知徹底を図り、引き続き支援を行っていきます。

第3節 地域生活支援事業の充実

第1項 地域生活支援事業の概要

障害者総合支援法第77条に基づき、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施することを目的として、地域生活支援事業を行っています。

第2項 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

■理解促進研修・啓発事業実施の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施の有無	実施	実施	実施

【理解促進研修・啓発事業の現状と見込みの考え方】

「広報つる」・市ホームページ・「都留のふくし」や、パンフレットの作成などを活用した障がいのある人等に対する理解・啓発を目的とした広報活動を実施し、また、障害者週間(12月3日から12月9日)を中心に、市民、NPO、障害者団体、行政等が連携し、障がいのある人を取り巻く問題について、それぞれの立場で考え、参画していただくための広報活動や交流等を行っています。

今後も障がいや障がいのある人に関する正しい知識と理解を広めるための支援を継続していきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

■自発的活動支援事業実施の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	実施	実施	実施

【自発的活動支援事業の現状と見込みの考え方】

地域のNPO、ボランティア活動の相談窓口、活動推進団体等に対して専門的な情報の提供や研修を行い、さらにボランティア活動推進事業などを行うボランティアセンターの活動を支援しています。また、障がいのある人及びその家族などによる団体活動の支援や、交流とネットワーク作りなども推進しています。これからも共生社会の実現を図るためのサポートを行います。

③ 相談支援事業

(A) 障害者相談支援事業

障がいのある人やその家族等の保健福祉に対する相談支援事業を充実し、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行います。また虐待の防止や早期発見のための体制を整え、関係機関と連絡調整を行い、障がいのある人の権利擁護のための必要な援助を行います。

■障害者相談支援事業実績

障害者相談支援事業	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用延べ件数（件/年）	1,363	666	695

■障害者相談支援事業見込量

障害者相談支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延べ件数（件/年）	1,400	1,450	1,500

【相談支援事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

障がいのある人への相談体制として、本市の担当窓口、事業委託先として社会福祉法人山梨福祉事業会及び大月市社会福祉協議会の相談支援窓口の3箇所で行っています。

平成 26 年 10 月末現在、社会福祉法人山梨福祉事業会及び大月市社会福祉協議会には精神保健福祉士が配置され、身体・知的・精神の 3 障がいに対応した相談支援体制が確立しています。今後も地域の関係機関との連携を強化し、迅速かつ的確な相談支援を行うよう努めていきます。

(B) 地域自立支援協議会（東部圏域自立支援協議会）

相談支援事業の中立・公平な実施を図るため、東部圏域自立支援協議会を設置し、相談支援業務の運営評価、支援困難事例の対応方法の検討や、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発と改善等の共通課題について連携し、対応を行います。

■地域自立支援協議会実施の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	実施	実施	実施

【地域自立支援協議会の現状と見込みの考え方】

東部圏域自立支援協議会は、本市と大月市、上野原市、道志村の 3 市 1 村を圏域とし、地域の障がい福祉のシステム作りの中核的な役割を果たす協議の場として平成 19 年 10 月にスタートしました。

本協議会は、各構成市村、山梨県富士・東部保健福祉事務所、富士・東部圏域マネージャー、回生堂病院、三生会病院、やまびこ支援学校、各サービス提供事業所、その他関係者を構成員としています。また、課題ごとに各部会を設け、より具体的な問題について協議、検討を行う体制が整備されています。

今後も協議会を核に、地域の関係機関との連携を強化し、社会資源の開発と改善など障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう、障害福祉サービスの充実等体制の整備に取り組んでいきます。

(C) 基幹相談支援センター等機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。

■基幹相談支援センター等機能強化事業見込量

基幹相談支援センター等機能強化事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延べ件数（件/年）	0	50	70

【基幹相談支援センター等機能強化事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がいのある人の相談業務を総合的に行う機関であり、現段階では、東部圏域自立支援協議会において、平成 28 年度に設置する方向で検討しています。

(D) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

民間賃貸住宅（アパート、一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

■住宅入居等支援事業見込量

住宅入居等支援事業	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延べ件数（件/年）	1	2	2

【住宅入居等支援事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

住宅入居等支援事業については、関係機関と連携を取りながら、利用希望者が安心して地域における生活ができるようにサポートしていきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人・精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。

■成年後見制度利用支援事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用延べ件数（件/年）	1	0	1

■成年後見制度利用支援事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延べ件数（件/年）	3	3	3

【成年後見制度利用支援事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

成年後見制度利用支援事業は、既に高齢者及び障がいのある人を対象として実施しており、平成 26 年度に 1 人の利用がありました。

今後、福祉施設及び病院からの地域移行を促進する上で、成年後見制度は欠かすことができないものであると思われます。しかし、平成 26 年度に実施したアンケート調査結果において、この制度を知っている人は 18%程度であり、認知度が低い状況です。そのためにも、多くの人々が利用出来るよう事業の広報に努め、障がいのある人へ周知徹底を図っていきます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

■成年後見制度法人後見支援事業実施の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	検討	検討	実施

【成年後見制度法人後見支援事業における現状と見込みの考え方】

成年後見制度法人後見支援事業は、事業運営の方法について幅広く検討を重ね、平成 29 年度以降事業が実施できるよう準備を進めてまいります。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

■意思疎通支援事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用延べ人数（人/年）	35	18	15

■意思疎通支援事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延べ人数（人/年）	25	25	25

【意思疎通支援事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

現状では、医療機関への受診等のために手話通訳者派遣が利用されています。今後も引き続き、サービス利用の仕方などの詳細な情報について周知徹底に努めていきます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある人・知的障がいのある人・精神障がいのある人・障がいのある児童であって当該用具を必要とする人を対象に、日常生活に必要な用具の給付を行うサービスです。

■日常生活用具給付等事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用延べ件数（件/年）合計	357	399	380
①介護訓練支援用具	0	0	0
②自立生活支援用具	0	2	1
③在宅療養等支援用具	2	2	0
④情報・意思疎通支援用具	4	4	9
⑤排泄管理支援用具	351	391	370
⑥住宅改修費	0	0	0

■日常生活用具給付等事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延べ件数（件/年）合計	389	391	393
①介護訓練支援用具	0	0	0
②自立生活支援用具	1	1	1
③在宅療養等支援用具	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	6	8	10
⑤排泄管理支援用具	380	380	380
⑥住宅改修費	0	0	0

【日常生活用具給付等事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

現状では排泄管理支援用具への支給頻度が高く、今後もこの傾向は変わらないと見込んでいます。また、情報・意思疎通支援用具については、喉頭摘出者に対する人工喉頭（埋込型用人工鼻）の給付が増えており、今後も同様に増加で推移していくと想定しています。その他の用具についても制度が利用されるように、引き続き情報提供に努めていきます。

【参考】

①介護訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・特殊尿器・入浴担架・体位変換器・移動用リフト・訓練いす（児童のみ）・訓練用ベッド（児童・難病患者）
②自立生活支援用具	入浴補助用具・便器・歩行補助杖・移動移乗支援用具・頭部保護帽・特殊便器・火災警報器・自動消火器・電磁調理器・歩行時間延長信号機用小型送信機・聴覚障害者用屋内信号装置
③在宅療養等支援用具	透析液加温器・ネブライザー・電気式たん吸引器・酸素ボンベ運搬車・盲人用体温計・盲人用体重計・動脈血中酸素飽和度測定器（難病患者のみ）
④情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置・情報通信支援用具・点字ディスプレイ・点字器・点字タイプライター・視覚障害者用ポータブルレコーダー・視覚障害者用活字文書読上げ装置・視覚障害者用拡大読書器・盲人用時計・聴覚障害者用通信装置・聴覚障害者用情報受信装置・人工咽頭・点字図書
⑤排泄管理支援用具	蓄便袋・蓄尿袋・紙おむつ等・収尿器
⑥住宅改修費	居宅生活動作補助用具

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した人）の養成研修を行います。

■手話奉仕員養成研修事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
養成研修修了者数(人/年)	16	17	17

■手話奉仕員養成研修支援事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成研修修了者数(人/年)	17	17	17

【手話奉仕員養成研修事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

手話奉仕員養成研修修了者は、第3期計画期間中は、17人前後で推移しています。

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話表現技術の習得者の養成を継続していきます。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、個別または複数での利用の支援を図り、社会生活上必要な外出や余暇活動等といった社会参加のための外出の支援サービスを提供します。

■移動支援事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数(箇所)	7	7	7
利用者数(人/月)	10	10	8
延べ利用時間数(時間/月)	46	52	29

■移動支援事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数(箇所)	7	7	7
利用者数(人/月)	9	9	9
延べ利用時間数(時間/月)	44	44	44

【移動支援事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

本事業は年間 240 時間まで利用することができます。引き続き制度周知のための情報発信を行うとともに、利用希望者に適正なサービスが給付できるよう、指定事業者へ必要に応じて助言していきます。

⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、障がいのある人が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

■地域活動支援センター事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域活動支援センター Ⅲ型事業数	1	1	1
利用者数(人/日)	10	9	10

■地域活動支援センター事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター Ⅱ型事業数	1	1	1
利用見込者数(人/日)	15	15	15

※ 地域活動支援センターⅠ型は、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進にかかる啓発等を行います。相談支援事業を併せて実施ないし委託を受けていることを要件とします。

※ 地域活動支援センターⅡ型は、雇用・就労が困難な在宅で生活する障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

※ 地域活動支援センターⅢ型は、概ね5年以上の実績を有し、安定的な運営が図られている地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業です。

【地域活動支援センター事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

都留市障害者地域活動支援センターは、平成 19 年 4 月から NPO 法人むつみの会に委託して事業を実施しています。創作的活動や生産活動等の基礎的事業のほかに、機能強化事業として、通所による小規模な作業所の運営と日常生活及び就労の支援も行っています。現在は精神障がいのある人が多く利用しており、自立支援給付によるサービスとは異なる利用者支援が行われています。

なお、平成 27 年度から事業形態が「地域支援事業Ⅱ型」へ移行しますので、1 日当たりの利用者数を 15 人と見込みました。これからも障がいのある人の社会参加を進めるために、地域活動支援センターの活用を促していきます。

第3項 任意事業

① 福祉ホーム事業

住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で、居室やその他の設備が利用できるようにするとともに、日常生活に必要な便宜を提供して障がいのある人の自立した生活を支援する事業です。

■福祉ホーム事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1
利用者数（人/月）	1	1	1

■福祉ホーム事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1
利用者数（人/月）	1	1	1

【福祉ホーム事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

福祉ホーム事業については、平成 26 年 10 月末現在 1 人が利用しています。今後も本サービスの利用が必要な方に対し、サービス提供を実施していきます。

② 訪問入浴サービス事業

本サービスを利用しなくては入浴が困難だと思われる身体障がいのある人を対象に、居宅を訪問し、浴槽の提供・入浴の介護を行うことにより、身体の清潔保持や心身機能の維持を図る事業です。

■訪問入浴サービス事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1
利用者数（人/月）	2	2	1

■訪問入浴サービス事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数（箇所）	1	1	1
利用者数（人/月）	1	1	1

【訪問入浴サービス事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

訪問入浴サービス事業は、平成 26 年 10 月末現在、1 人が利用しています。身体に障がいがある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを通して地域における障がいのある人の生活を支援するため、今後も引き続き必要な人へのサービス提供を実施していきます。

③ 日中一時支援事業

障がいのある人の家族が介護により就労の時間が制約されないよう、また、介護の一時的な休息時間を確保するため、障がいのある人の日中の活動の場所を確保し、訓練等の必要な支援を提供する事業です。

■日中一時支援事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施箇所数（箇所）	12	12	13
利用者数（人/月）	18	14	19

■日中一時支援事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施箇所数（箇所）	13	13	13
利用者数（人/月）	19	19	19

【日中一時支援事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

日中一時支援事業は、平成 26 年 10 月末現在でサービス利用者は 19 人となっています。これからも利用希望者の必要性に応じたサービス提供ができるように努め、事業を継続していきます。

④ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳といった障がいのある人に分かりやすい方法で、日常生活を送るにあたり必要度の高い情報などを提供するサービスです。

■点字・声の広報等発行事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数(人/年)	9	9	7

■点字・声の広報等発行事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数(人/年)	7	7	7

【点字・声の広報等発行事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

点字・声の広報等発行事業は、都留市社会福祉協議会に委託して、声の広報誌等を中心に現状ではサービス提供が行われています。今後もより利用者のニーズに沿った広報ができるよう配慮します。

⑤ 奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修します。

■奉仕員養成研修事業実績

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
養成研修修了者数(人/年)	14	12	16

■奉仕員養成研修事業見込量

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養成研修修了者数(人/年)	19	19	19

【奉仕員養成研修事業における現状分析と見込量の確保のための方策】

奉仕員養成研修事業は、都留市社会福祉協議会に委託しており、手話奉仕員等の養成研修を行っています。平成 26 年 3 月末現在、手話奉仕員が 38 人、点字奉仕員が 6 人、朗読奉仕員が 36 人で、本事業を契機に通訳者として現役で活躍している人もいることから、本事業の利用促進のため周知を図ります。

⑥ 障害者虐待防止対策支援事業（障害者虐待等緊急一時保護支援事業）

障がいのある人の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する人又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

■ 障害者虐待防止対策支援事業見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
実施の有無	実施	実施	実施

【障害者虐待防止対策支援事業の現状と見込みの考え方】

平成 27 年度に「障害者虐待等緊急一時保護支援事業」として、外部委託により実施を開始する予定です。根拠法令である障害者虐待防止法に基づき、事業の適切な運営を推進していきます。

⑦ 生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の人でも、市でサービスの提供が必要だと判断する人に対し、ホームヘルパー等の派遣を行い、家事援助など必要な支援を提供するサービスです。

⑧ 自動車運転免許取得費助成及び自動車改造費助成事業

障がいのある人の社会参加の一環として、自動車の運転免許取得にかかる費用や改造にかかる費用の一部を助成する事業です。

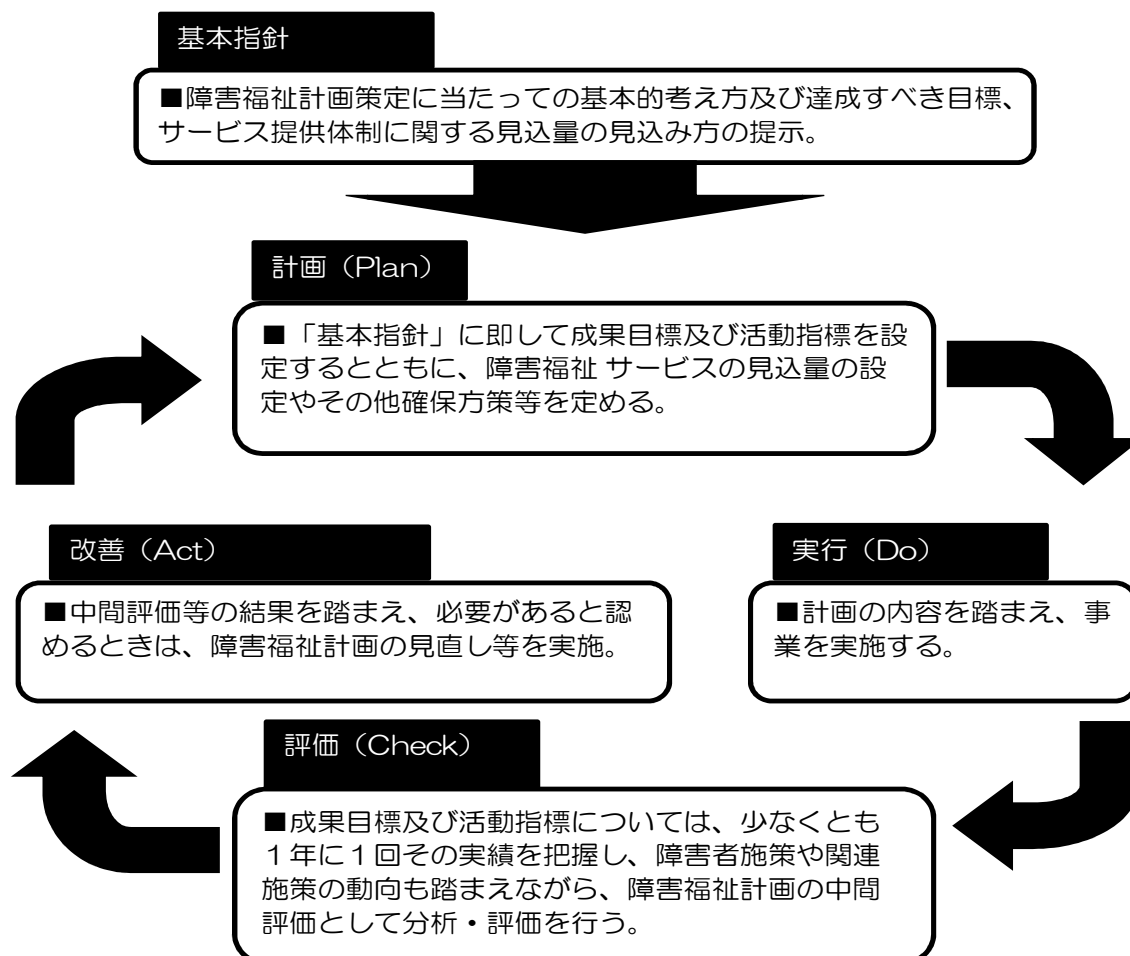
第3章 計画の達成状況の点検及び評価

平成 25 年4月に施行された障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル※）とされています。

したがって、本計画の推進に当たり、本計画に盛り込んだ成果目標及び活動指標について、少なくとも年一回は実績を把握し、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として分析及び評価を行います。また、必要があると認めるときは、計画の変更、事業の見直し等の措置を講じます。

なお、中間評価の際には、東部圏域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

（障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ）



※PDCA サイクル：さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」「実行 (Do)」「評価 (Check)」「改善 (Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

資料編

(1) 都留市障害者計画・第4期障害福祉計画策定委員会委員名簿

(平成27年1月現在)

区分	関係分野	氏名	所属等
学識経験者	地域福祉	井上 満	民生委員・児童委員協議会会長
	障害者福祉	渡辺 典子	富士・東部圏域マネージャー
	障害者福祉	佐野 新	相談支援事業 相談支援専門員
	障害者福祉	後藤 明子	地域活動支援センター 指導員
障害者団体代表	身体障害者	田中 瑞恵	都留市身体障害者福祉会
	知的障害 身体障害者	中野 和男	都留市心身障害児者父母の会
	精神障害者	前田 晃	NPOむつみの会理事長 (むつみの会家族会代表)
	身体障害者 (聴覚障害)	野武 雄二	山梨県聴覚障害者協会
	身体障害者 (視覚障害)	菊島 巧	山梨県視覚障害者協会 都留支部
保健・医療・福祉関係者	保健	伊丹 幸子	富士・東部保健福祉事務所 地域保健課課長
	医療	増田 富美子	回生堂病院 医療相談室室長
	障害者施設	矢部 直明	宝山寮長
	児童福祉	上野 幸男	都留児童相談所 次長
	障害児福祉	小林 和明	県立やまびこ支援学校進路指導主事
	地域福祉	黒部 久道	都留市社会福祉協議会

(2) 都留市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定による都留市障害者計画(以下「障害者計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条の規定による都留市障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するに際し、学識経験者、障害福祉に関連する分野の関係者等から広く意見を求め、住民の意見を反映させた計画とするため都留市障害者計画及び障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 都留市の障害福祉の現状及び実態・意向調査等の結果に基づき、障害者計画及び障害福祉計画に掲げる施策及び具体的な事業種目に関すること。
- (2) 前号の施策及び事業種目に係る目標値に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、市長が委嘱し、又は任命した日から障害者計画及び障害福祉計画の策定が完了するまでとする。

2 委員に欠員が生じ、その補充のために市長が委嘱し、又は任命した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によるものとする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会において特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民・厚生部福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(3) 都留市障害者計画・第4期障害福祉計画策定の経過

(平成27年1月現在)

実施年月日	策定経過
平成26年8月28日	都留市障害者計画・第4期障害福祉計画策定委員会(第1回)
	委嘱状交付、役員選出、都留市障害者計画・第4期障害福祉計画の概要、計画策定のスケジュールについて及び現状分析
平成26年11月27日	都留市障害者計画・第4期障害福祉計画策定委員会(第2回)
	アンケート調査の結果報告、第3期障害福祉計画実績報告、第4期障害福祉計画案の数値目標、サービス等の見込量、現状分析、課題・対策について
平成27年1月29日	都留市障害者計画・第4期障害福祉計画策定委員会(第3回)
	都留市障害者計画・第4期障害福祉計画の素案について
平成27年2月2日 ～ 平成27年2月23日	パブリックコメントの実施
平成27年3月	都留市障害者計画・第4期障害福祉計画策定委員会(第4回)
	パブリックコメント対応の報告及び都留市障害者計画・第4期障害福祉計画の承認について

(4) アンケート調査の概要について

① 調査の目的

障害者計画の見直し及び第4期障害福祉計画の策定に当たり、都留市在住の調査対象者の生活状況等を把握するため、次の2種類のアンケート調査を実施。

② 調査対象及び回収結果

	調査Ⅰ	調査Ⅱ
調査対象者	市内在住者のうち、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の所持者の方	市内在住者のうち、20歳以上で調査Ⅰの対象者以外の方
抽出方法	悉皆	無作為抽出
調査方法	郵送調査法	郵送調査法
対象者数	1,409人	212人
回収数	864件	101件
有効回収数	864件	101件
有効回収率	61.3%	47.6%

③ 調査期間

平成26年8月18日(月)～平成26年9月5日(金)

④ 調査方法

郵送調査法